

① 環境基本法

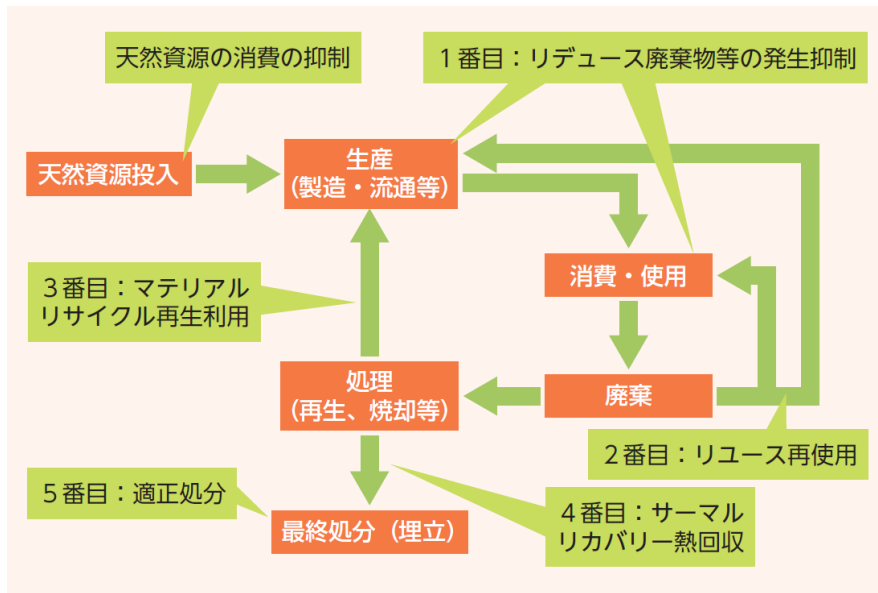
「環境基本法」は、幅広い環境政策の総合的な枠組みを定めるものとして平成5年に成立しており、従来の「公害対策基本法」に「自然環境保全法」の理念部分等を加えたものとなっている。

この法律では、環境の保全について基本理念を定め、環境保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境保全に関する施策を推進するものとしている。

② 循環型社会形成推進基本法

「循環型社会形成推進基本法」は、大量生産、大量消費、大量廃棄型社会のあり方や、国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた「循環型社会」を形成するため、平成12年6月に公布され、平成13年1月に施行されている。

この法律では、対象物を有価・無価を問わず「廃棄物等」として一体的にとらえ、製品等が廃棄物等となることの抑制を図るべきこと、発生した廃棄物等についてはその有用性に着目して「循環資源」としてとらえ直し、その適正な循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）を図るべきこと、循環的な利用が行われないものは適正に処分することを規定し、これにより「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」である「循環型社会」を実現することとしている。



資料：「環境白書／循環型社会白書／生物多様性白書（平成26年版）」環境省

図 2.2 循環型社会の姿

表 2.1 循環型社会形成推進基本法の概要

循環型社会形成推進基本法の概要	
1. 形成すべき「循環型社会」の姿を明確に提示	「循環型社会」とは、①廃棄物等の発生抑制、②循環資源の循環的な利用、③適正な処分 が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。
2. 法の対象となる廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と定義	法の対象となるものを有価・無価を問わず「廃棄物等」とし、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と位置づけ、その循環的な利用を促進。
3. 処理の「優先順位」を初めて法定化	①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分 の優先順位。
4. 国、地方公共団体、事業者及び国民の役割分担を明確化	循環型社会の形成に向け、国、地方公共団体、事業者及び国民が全体で取り組んでいくため、これらの主体の責務を明確にする。 (1) 事業者・国民の「排出者責任」を明確化。 (2) 生産者が、自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則を確立。
5. 政府が「循環型社会形成推進基本計画」を策定	循環型社会の形成を総合的・計画的に進めるため、政府は「循環型社会形成推進基本計画」を次のような仕組みで策定。 (1) 原案は、中央環境審議会が意見を述べる指針に即して、環境大臣が策定。 (2) 計画の策定に当たっては、中央環境審議会の意見を聴取。 (3) 計画は、政府一丸となった取組みを確保するため、関係大臣と協議し、閣議決定により策定。 (4) 計画の閣議決定があったときは、これを国会に報告。 (5) 計画の策定期限、5年ごとの見直しを明記。 (6) 国の他の計画は、循環型社会形成推進基本計画を基本とする。
6. 循環型社会の形成のための国の施策を明示	<ul style="list-style-type: none">○ 廃棄物等の発生抑制のための措置○ 「排出者責任」の徹底のための規制等の措置○ 「拡大生産者責任」を踏まえた措置(製品等の引取り・循環的な利用の実施、製品等に関する事前評価)○ 環境の保全上の支障が生じる場合、原因事業者にその原状回復等の費用を負担させる措置等

資料：環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/>)

③ 廃棄物処理法

(ア) 廃棄物処理法の概要

正式な名称は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」といい、昭和 45 年の第 64 回臨時国会（いわゆる「公害国会」）において、他の公害関係立法とともに成立している。

法の目的は、法の成立時は廃棄物の適正処理や公衆衛生の向上が主なものであったが、現在では廃棄物の排出抑制や分別、再利用等を推進することの重要性を鑑み、これらの概念についても目的として追加されている。

表 2.2 廃棄物処理法の概要

目的	①廃棄物の排出抑制、②廃棄物の適正な処理（運搬、処分、再生等）、③生活環境の清潔保持により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ること	
定義	廃棄物 ○汚物又は不要物であって固形状又は液状のもの（放射性物質等を除く）	
	一般廃棄物	産業廃棄物
	○産業廃棄物以外の廃棄物	○事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類等の廃棄物
特別管理一般廃棄物	特別管理産業廃棄物	
	○爆発性、毒性、感染性等人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれのある一般廃棄物	○爆発性、毒性、感染性等人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれのある産業廃棄物
処理責任等	○市町村が自ら作成した一般廃棄物処理計画に従って、生活環境の保全上の支障が生じないうちに行う。	○事業者が、その責任において、自ら又は許可業者への委託により行う
処理業 （収集運搬業又は処分業）	○市町村長の許可制 ○施設及び申請者の能力が基準に適合し、申請内容が一般廃棄物処理計画に適合する場合に許可	○都道府県知事の許可制 ○施設及び申請者の能力が基準に適合する場合等に許可
指導監督	○市町村長による報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令等	○都道府県知事による報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令等
処理施設	○都道府県知事の許可制（ただし市町村が設置する場合は届出） ○設置計画が構造基準に適合し、設置計画及び維持管理計画が周辺地域の生活環境の保全に適正に配慮されたものである場合は許可	○都道府県知事の許可制 ○設置計画が構造基準に適合し、設置計画及び維持管理計画が周辺地域の生活環境の保全に適正に配慮されたものである場合は許可
指導監督	○都道府県知事による報告徴収、立入検査、改善命令等 ○都道府県知事による定期検査	○都道府県知事による報告徴収、立入検査、改善命令等 ○都道府県知事による定期検査
輸出入規制	○国内処理原則により、輸出には環境大臣の確認が必要	○国内処理原則により、輸出には環境大臣の確認が必要 ○適正処理確保の観点から、輸入には環境大臣の許可が必要
再生利用に係る特例	○生活環境保全上支障のない一定の再生利用について環境大臣の認定を受けた場合には、処理業及び処理施設の設置の許可は不要	○生活環境保全上支障のない一定の再生利用について環境大臣の認定を受けた場合には、処理業及び処理施設の設置の許可は不要
広域的処理に係る特例	○一定の広域的な処理について環境大臣の認定を受けた場合は、廃棄物処理業の許可は不要	○一定の広域的な処理について環境大臣の認定を受けた場合は、廃棄物処理業の許可は不要
投棄禁止	○何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない	
焼却禁止	○何人も、処理基準に従って行う場合等を除き、廃棄物を焼却してはならない	
罰則	○不法投棄・不法焼却の場合、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はその併科（法人によるものは、3億円以下の罰金）	

資料：「循環型社会白書（平成 18 年版）」環境省

目的	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る	
廃棄物の分類	廃棄物 汚物又は不要物であって固形状又は液状のもの（放射性物質等を除く）	
	一般廃棄物 産業廃棄物以外の廃棄物 （家庭から排出されるごみ等）	産業廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類等
国の役割	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針の策定 廃棄物処理施設整備計画の策定 処理基準の設定 <ul style="list-style-type: none"> 施設基準の設定 委託基準の設定 技術開発・情報収集 等 	
廃棄物処理に係る主な規制	市町村長	市町村 処理責任 <ul style="list-style-type: none"> 区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）の策定 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに処理しなければならない 市町村は一般廃棄物処理基準に従い一般廃棄物の処理を行う
		排出事業者 処理責任 <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物を自ら処理しなければならない 運搬されるまでの間の保管基準の遵守 産業廃棄物処理基準の遵守 委託に係る責任 委託基準の遵守
	都道府県知事	一般廃棄物処理業者 <ul style="list-style-type: none"> 区域ごとに許可を受けなければならない 一般廃棄物処理基準の遵守 再委託の禁止 名義貸しの禁止
		産業廃棄物処理業者 <ul style="list-style-type: none"> 区域ごとに許可を受けなければならない 産業廃棄物処理基準の遵守 再委託の原則禁止 名義貸しの禁止
	一般廃棄物処理施設設置者 <ul style="list-style-type: none"> 設置、譲渡等の許可を受けなければならない 	産業廃棄物処理施設設置者 <ul style="list-style-type: none"> 設置、譲渡等の許可を受けなければならない

資料：「循環型社会白書（平成 18 年版）」環境省

図 2.3 廃棄物処理法のしくみ

(イ) 関係者の責務と役割

廃棄物処理法では、廃棄物の処理に係る関係者（国民、事業者、地方公共団体及び国）の責務を定めている。

以下に廃棄物処理法に定められた各関係者の責務を示す。

表2.3 廃棄物処理に係る関係者の責務

国民	… 廃棄物の排出の抑制や再生利用を図ること等により、廃棄物の減量その他の適正な処理に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。
事業者	… 事業者の製造する製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正処理が困難とならないようにするための具体的措置として、処理の困難性を自ら評価し適正な処理が困難とならないような製品、容器等の開発を行うこと、適正な処理の確保等に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならないこと等。
市町村	… ①一般廃棄物の減量に関し、住民の自主的な活動の促進を図り、その適正な処理に必要な措置を講ずるよう務めること等。 ②廃棄物の排出の抑制に関し、積極的に啓発活動に務めなければならない。
都道府県	… ①市町村に対し、一般廃棄物の処理等に係る市町村の責務が十分に果たされるよう必要な技術的援助を与えることに務めるとともに、都道府県の区域内における産業廃棄物の適正な処理が行われるよう必要な措置を講ずることに務めなければならないこと等。 ②廃棄物の排出の抑制に関し、積極的に啓発活動に務めなければならない。
国	… ①廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用並びに廃棄物の処理に関する技術開発の促進を図るとともに、市町村及び都道府県に対し、その責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに務めなければならないこと等。 ②廃棄物の排出の抑制等に関し、積極的に啓発活動に務めなければならない。

また、廃棄物処理における市町村の役割として主に以下の事項があります。

- 一般廃棄物処理事業の実施（第4条第1項）
- 国民及び事業者への廃棄物の減量等に関する意識啓発（第4条第4項）
- 一般廃棄物処理計画の策定（第6条第1項）
- 一般廃棄物処理計画に基づく一般廃棄物処理事業の実施（第6条の2第1項）
- 多量排出事業者に対する減量計画作成等の指示（第6条の2第5項）
- 一般廃棄物の収集・運搬業、処分業の許可（第7条第1、6項）

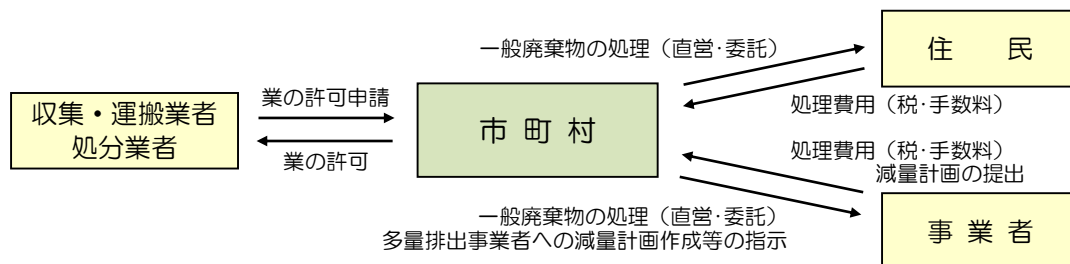


図2.4 一般廃棄物の処理における市町村の主な役割

(ウ) 廃棄物の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）では、廃棄物とは自ら利用したり他人に有償で譲り渡したりすることができないために不要になったものであって、ごみ、粗大ごみ、燃えがら、污泥、糞尿等の汚物または不要物で、固形状又は液状のものをいう。ただし、放射性物質及びこれに汚染されたものは別の法律の対象となっている。

廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の 2 つに区分されている。

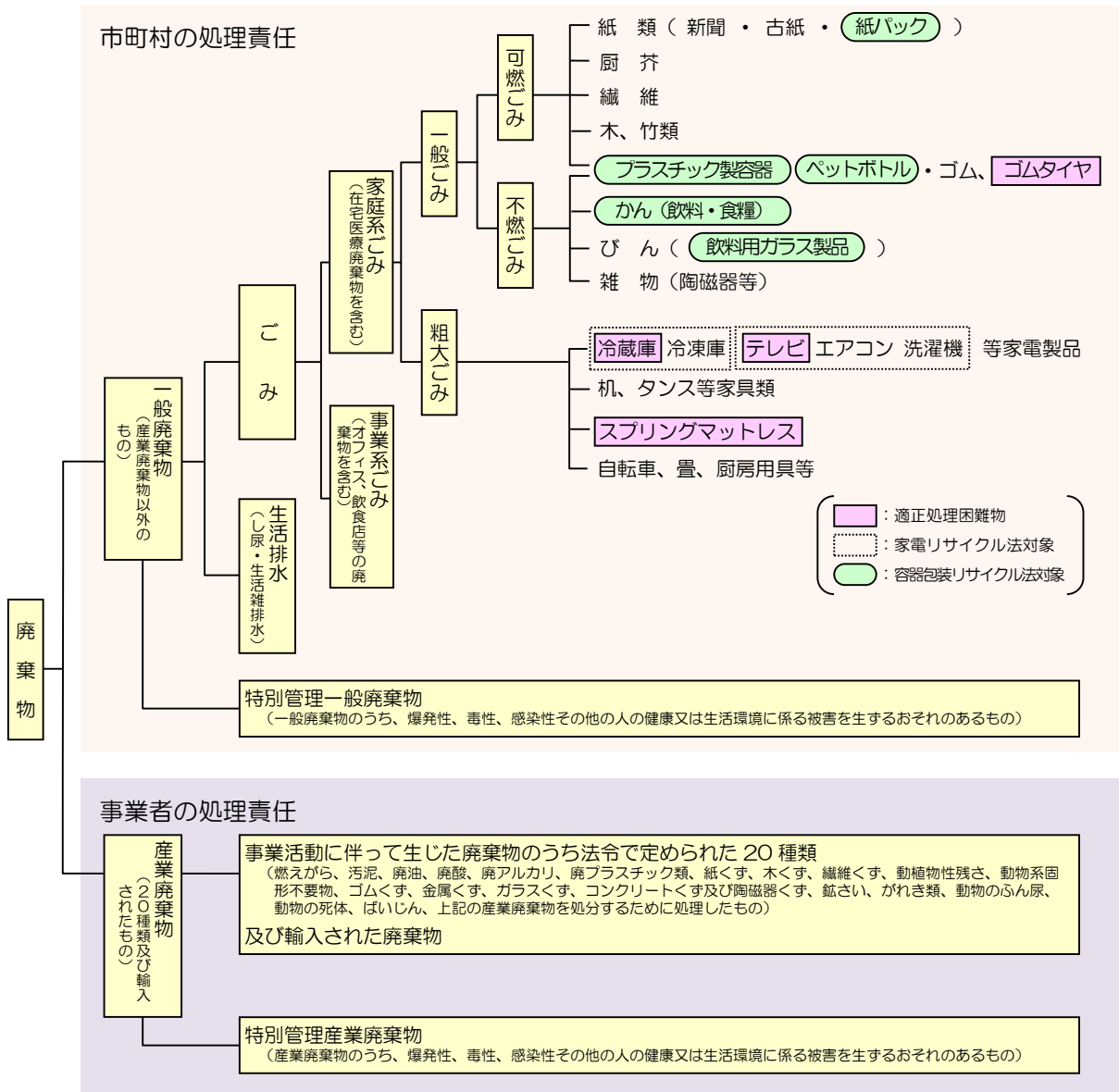


図2.5 廃棄物の区分

(工) 一般廃棄物の種類

一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

主に家庭から発生する生活系ごみ、オフィスや飲食店から発生する事業系ごみを含む。さらにごみは一般ごみ（可燃ごみ、不燃ごみ等）と粗大ごみに分けられ、品目によって容器包装リサイクル法や家電リサイクル法等の適用を受ける。また、このほか、し尿（生活排水）も一般廃棄物である。

(オ) 産業廃棄物の種類

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、その性状及び量的な観点から、市町村において適正な処理が困難であると考えられる廃棄物であり、法で定められた6種類と政令で定められた14種類の合計20種類の廃棄物である。

表2.4 産業廃棄物の種類

	種 類	内 容
法 律	1.燃 え 殻	石炭から、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、産業廃棄物の焼却残さ
	2.汚 泥	工場排水等の処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工場の排水処理汚泥、ビルビット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、炭酸カルシウムかす等
	3.廃 油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチ、タンクスラッジ等
	4.廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機塩酸類等、すべての酸性廃液
	5.廃 アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液等、すべてのアルカリ性廃液
	6.廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず等、固形状液状のすべての合成高分子系化合物
政 令	7.紙 く ず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだものに限る
	8.木 く ず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材、木製品の製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、パレット、ポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る
	9.織 維 く ず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの及びポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る
	10.動物又は植物に係る固形状の不要物	食品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
	11.獣畜及び食鳥に係る固形状の不要物	と畜場で解体等をした獣畜や、食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
	12.ゴ ム く ず	天然ゴムくず
	13.金 属 く ず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くず等
	14.ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず等
	15.鉱 さ い	高炉・平炉・電気炉等の溶解炉のかす、キューボラのノロ、ボタ、不良石炭、紛灰かす等
	16.が れ き 類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
	17.動物のふん尿	畜産業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり等のふん尿
	18.動物の死体	畜産業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり等の死体
	19.ば い じ ん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設または、上記1～18の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
	20.そ の 他	上記1～19に掲げる産業廃棄物または輸入された廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの

資料：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条、施行令第2条」

(力) 特別管理廃棄物の種類

特別管理廃棄物は、平成3年7月に施行された改正廃棄物処理法によって定められたものであり、爆発性、毒性、感染性等の性状を有し、その処理等に伴い人体や環境に悪影響を与える恐れがある一般廃棄物及び産業廃棄物とされている。それぞれ、「特別管理一般廃棄物」、「特別管理産業廃棄物」と区分されている。

表 2.5 特別管理廃棄物の種類

区分	主な分類	概要	
特別管理一般廃棄物	PCB 使用部品	廃エアコン・廃テレビ・廃電子レンジに含まれる PCB を使用する部品	
	ばいじん	ごみ処理施設のうち、焼却施設において発生したもの	
	ばいじん、燃え殻、汚泥	ダイオキシン特措法の特設施設である一般廃棄物焼却炉から生じたものでダイオキシン類を含むもの	
	感染性一般廃棄物	医療機関等から排出される一般廃棄物で、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの	
特別管理産業廃棄物	廃油	揮発油類、灯油類、軽油類（難燃性のタールピッチ類を除く）	
	廃酸	著しい腐食性を有する pH2.0 以下の廃酸	
	廃アルカリ	著しい腐食性を有する pH12.5 以上の廃アルカリ	
	感染性産業廃棄物	医療機関等から排出される産業廃棄物で、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの	
	特定有害産業廃棄物	廃 PCB 等	廃 PCB 及び PCB を含む廃油
		PCB 汚染物	PCB が染みこんだ汚泥、PCB が塗布され若しくは染みこんだ紙くず、PCB が染みこんだ木くず若しくは繊維くず、PCB が付着・封入されたプラスチック類若しくは金属くず、PCB が付着した陶磁器くず若しくはがれき類
		PCB 処理物	廃 PCB 等又は PCB 汚染物を処分するために処理したもので PCB を含むもの
		指定下水汚泥	下水道法施行令第 13 条の 4 の規定により指定された汚泥
		鉍さい	重金属等を一定濃度以上含むもの
		廃石綿等	石綿建材除去事業に係るもの又は大気汚染防止法の特定期じん発生施設が設置されている事業場から生じたもので 飛散するおそれのあるもの
		燃え殻	重金属等、ダイオキシン類を一定濃度以上含むもの
		ばいじん	重金属等、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度以上含むもの
		廃油	有機塩素化合物等を含むもの
汚泥、廃酸、廃アルカリ		重金属等、PCB、有機塩素化合物、農薬等、ダイオキシン類を一定濃度以上含むもの	

資料：「環境白書／循環型社会白書／生物多様性白書（平成26年版）」環境省

a PCB（ポリ塩化ビフェニル）

PCB は昭和 4 年に初めて工業製品化されて以来、さまざまな用途に用いられてきたが、環境中で難分解性であり、生物に蓄積しやすくかつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、昭和 49 年に化学物質審査規制法に基づき製造及び輸入が原則禁止された。しかし、PCB 廃棄物については、処理施設の整備が進まず事業者が長期間保管し続けてきており、平成 13 年に PCB 廃棄物処理特別措置法が制定され、処理体制の整備を図った上で平成 28 年までに処理を終えることとしている。

表 2.6 PCB 廃棄物の保管状況（平成 23 年 3 月 31 日現在）

廃棄物の種類	保管事業所数	保管量
高圧トランス	7,209	32,182 台
高圧コンデンサ	42,821	229,360 台
低圧トランス	829	39,013 台
低圧コンデンサ	4,111	1,684,534 台
柱上トランス	287	1,946,531 台
安定器	16,166	6,038,404 個
PCB	340	84 トン
PCB を含む油	3,426	109,240 トン
感圧複写紙	374	706 トン
ウエス	2,357	622 トン
汚泥	393	20,254 トン
その他の機器等	13,557	464,725 台

備考：ドラム缶等各種容器にまとめて保管している場合など、トランス等（高圧トランス、高圧コンデンサ、低圧トランス、低圧コンデンサ、柱上トランス、安定器、その他の機器等）が台数又は個数で計上できないもの、PCB 等（PCB、PCB を含む油、感圧複写紙、ウエス、汚泥）が重量や体積で計上できないものについては、事業所数のみ計上した。なお、PCB 等のうち、体積で計上された分については、1ℓ=1kg として重量に換算して集計した。

資料：「環境白書／循環型社会白書／生物多様性白書（平成26年版）」環境省

表 2.7 PCB 廃棄物を保管する事業所における PCB 使用製品の
使用状況（平成 23 年 3 月 31 日現在）

製品の種類	使用事業所数	使用量
高圧トランス	2,090	9,102 台
高圧コンデンサ	4,817	15,047 台
低圧トランス	155	1,086 台
低圧コンデンサ	195	23,848 台
柱上トランス	46	657,319 台
安定器	1,199	197,079 個
PCB	24	506 kg
PCB を含む油	27	46,470 kg
その他の機器等	4,584	28,031 台

備考：PCB等（PCB、PCBを含む油）のうち、体積で計上された分については、1ℓ=1kg として重量に換算して集計した。

資料：「環境白書／循環型社会白書／生物多様性白書（平成26年版）」環境省

b ダイオキシン類

ダイオキシン類は、物の燃焼の過程等で自然に生成する物質（副生成物）であり、ダイオキシン類の約 200 種のうち、29 種類に毒性があるとみなされている。

ダイオキシン類の現在の発生源は製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車排出ガス等のさまざまな発生源があるが、主な発生源はごみ焼却による燃焼である。

昭和 58 年 11 月に都市ごみ焼却炉の灰からダイオキシン類を検出したと新聞紙上で報じられたことが契機となって、ダイオキシン問題に大きな関心が向けられるようになった。

平成 11 年 3 月に策定された「ダイオキシン対策推進基本指針」及び平成 11 年に成立したダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号。以下「ダイオキシン法」という。）の 2 つの枠組みにより、平成 24 年における削減目標の設定対象に係るダイオキシン類の排出総量は、ダイオキシン法に基づく国の削減計画における削減目標量（平成 23 年以降の当面の間において達成すべき目標量）を下回っており、目標達成が確認された。

表 2.8 ダイオキシン類の事業分野別の推計排出量及び削減目標量

事業分野	当面の間における削減目標量 (g-TEQ/年)	推計排出量 (g-TEQ/年)		
		平成9年における量	平成15年における量	平成24年における量
1 廃棄物処理分野	106	7,205~7,658	219~244	80
(1) 一般廃棄物焼却施設	33	5,000	71	31
(2) 産業廃棄物焼却施設	35	1,505	75	27
(3) 小型廃棄物焼却炉等（法規制対象）	22	700~1,153	73~98	14
(4) 小型廃棄物焼却炉（法規制対象外）	16			8.6
2 産業分野	70	470	149	53
(1) 製鋼用電気炉	31.1	229	80.3	21.2
(2) 鉄鋼業焼結施設	15.2	135	35.7	14.1
(3) 亜鉛回収施設（焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉）	3.2	47.4	5.5	0.9
(4) アルミニウム合金製造施設（焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉）	10.9	31.0	17.4	8.2
(5) その他の施設	9.8	27.3	10.3	8.7
3 その他	0.2	1.2	0.6	0.1
合計	176	7,676~8,129	368~393	134

注 1：平成 9 年及び 15 年の排出量は毒性等価係数として WHO-TEF（1998）を、平成 24 年の排出量及び削減目標量は可能な範囲で WHO-TEF（2006）を用いた値で表示した。

2：削減目標量は、排出ガス及び排水中のダイオキシン類削減措置を講じた後の排出量の値。

3：前回計画までは、小型廃棄物焼却炉等については、特別法規制対象及び対象外を一括して目標を設定していたが、今回から両者を区分して目標を設定することとした。

4：「3 その他」は下水道終末処理施設及び最終処分場である。前回までの削減計画には火葬場、たばこの煙及び自動車排出ガスを含んでいたが、今次計画では目標設定対象から除外した（このため、過去の推計排出量にも算入していない。）。

資料：「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」（平成 12 年 9 月制定、平成 24 年 8 月変更）、「ダイオキシン類の排出量の目録」（平成 26 年 3 月）より環境省作成

資料：「環境白書／循環型社会白書／生物多様性白書（平成26年版）」環境省

c 感染性廃棄物

感染性廃棄物とは、「医療関係機関等から生じ、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物」のことである。

以下に、医療関係機関等から発生する主な廃棄物と感染性廃棄物の判断基準及びその判断フローを示す。

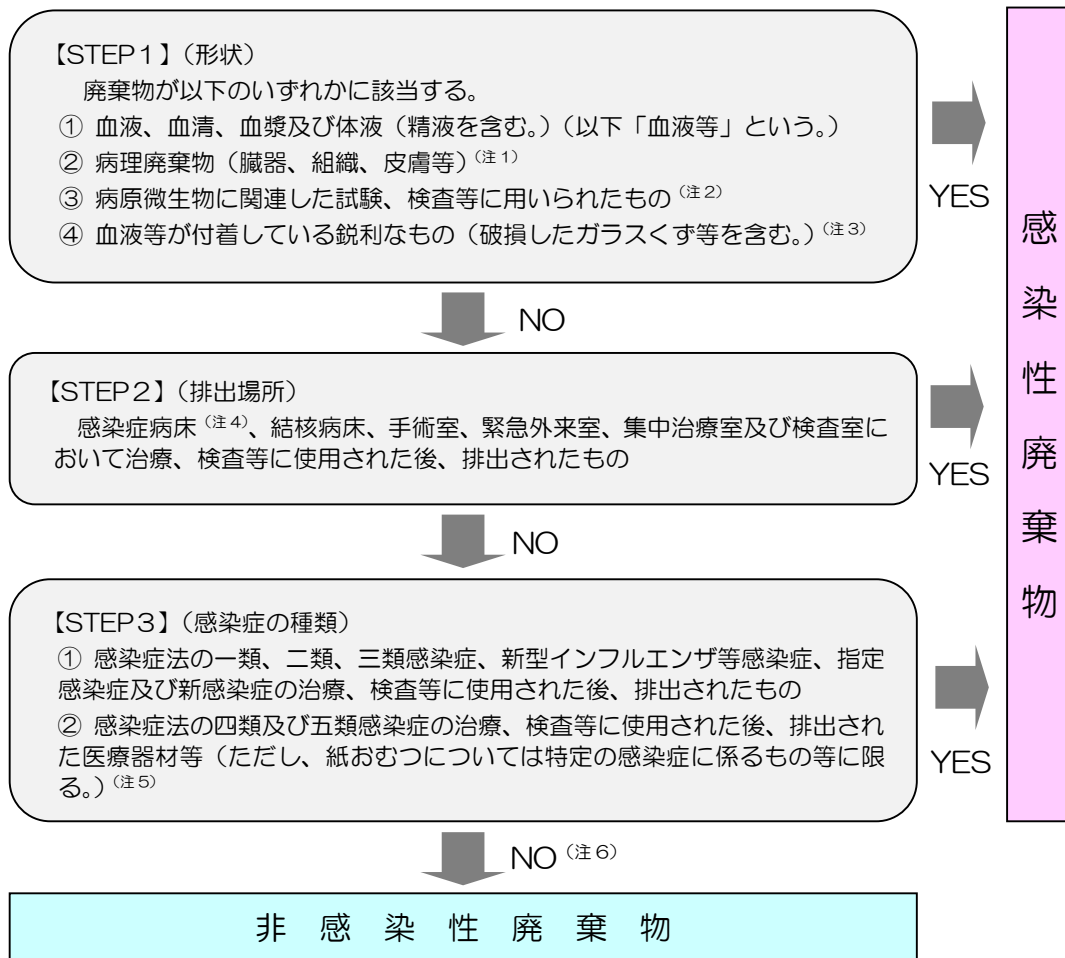
表 2.9 医療関係機関等から発生する主な廃棄物

種 類		例
産業廃棄物	燃え殻	焼却灰
	汚 泥	血液（凝固したものに限る。）、検査室・実験室等の排水処理施設から発生する汚泥、その他の汚泥
	廃 油	アルコール、キシロール、クロロホルム等の有機溶剤、灯油、ガソリン等の燃料油、入院患者の給食に使った食料油、冷凍機やポンプ等の潤滑油、その他の油
	廃 酸	レントゲン定着液、ホルマリン、クロム硫酸、その他の酸性の廃液
	廃アルカリ	レントゲン現像廃液、血液検査廃液、廃血液（凝固していない状態のもの）、その他のアルカリ性の液
	廃プラスチック類	合成樹脂製の器具、レントゲンフィルム、ビニルチューブ、その他の合成樹脂製のもの
	ゴムくず	天然ゴムの器具類、ティスボーザブルの手袋等
	金属くず	金属製機械器具、注射針、金属製ベッド、その他の金属製のもの
	ガラスくず、コンクリートくず・陶磁器くず	アンブル、ガラス製の器具、びん、その他のガラス製のもの、ギブス用石膏、陶磁器の器具、その他の陶磁器製のもの
	ばいじん	大気汚染防止法第2条第2項のばい煙発生施設及び汚泥、廃油等の産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で回収したもの
一般廃棄物	紙くず類、厨芥、繊維くず（包帯、ガーゼ、脱脂綿、リネン類）、木くず、皮革類、実験動物の死体、これらの一般廃棄物を焼却した「燃え殻」等	

表 2.10 感染性廃棄物の判断基準

<p>1 形状の観点</p> <p>(1) 血液、血清、血漿及び体液（精液を含む。）（以下「血液等」という。）</p> <p>(2) 手術等に伴って発生する病理廃棄物（摘出又は切除された臓器、組織、郭清に伴う皮膚等）</p> <p>(3) 血液等が付着した鋭利なもの</p> <p>(4) 病原微生物に関連した試験、検査等に用いられたもの</p> <p>2 排出場所の観点</p> <p>感染症病床、結核病床、手術室、緊急外来室、集中治療室及び検査室（以下「感染症病床等」という。）において治療、検査等に使用された後、排出されたもの</p> <p>3 感染症の種類観点</p> <p>(1) 感染症法の一類、二類、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の治療、検査等に使用された後、排出されたもの</p> <p>(2) 感染症法の一類及び五類感染症の治療、検査等に使用された後、排出された医療器材、ティスボーザブル製品、衛生材料等（ただし、紙おむつについては、特定の感染症に係るもの等に限る。）</p> <p>通常、医療関係機関等から排出される廃棄物は「形状」、「排出場所」及び「感染症の種類」の観点から感染性廃棄物の該否について判断ができるが、これらいずれの観点からも判断できない場合であっても、血液等その他の付着の程度やこれらが付着した廃棄物の形状、性状の違いにより、専門知識を有する者（医師、歯科医師及び獣医師）によって感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。</p> <p>なお、非感染性の廃棄物であっても、鋭利なものについては感染性廃棄物と同等の取扱いとする。</p>

資料：「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（平成 24 年 5 月）」環境省



（注）次の廃棄物も感染性廃棄物と同等の取扱いとする。

- ・外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等
- ・血液等が付着していない鋭利なもの（破損したガラスくす等を含む。）

（注1）ホルマリン漬臓器等を含む。

（注2）病原微生物に関連した試験、検査等に使用した培地、実験動物の死体、試験管、シャーレ等

（注3）医療器材としての注射針、メス、破損したアンプル・バイアル等

（注4）感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の病床

（注5）医療器材（注射針、メス、ガラスくす等）、ディスポーザブルの医療器材（ピンセット、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液バック、リネン類等）、衛生材料（ガーゼ、脱脂綿等）、紙おむつ、標本（検体標本）等

なお、インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）伝染性紅斑、レジオネラ症等の患者の紙おむつは、血液等が付着していなければ感染性廃棄物ではない。

（注6）感染性・非感染性のいずれかであるかは、通常はこのフローで判断が可能であるが、このフローで判断できないものについては、医師等（医師、歯科医師及び獣医師）により、感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。

資料：「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（平成24年5月）」環境省

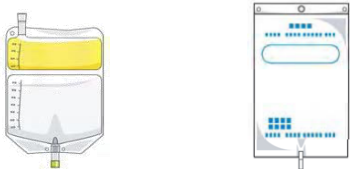
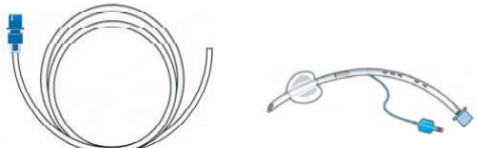



図 2.6 感染性廃棄物の判断フロー

(キ) 在宅医療廃棄物

在宅医療廃棄物は、在宅医療に関わる医療処置に伴い家庭から排出される廃棄物をいい、廃棄物処理法上、市町村が処理責任を負うこととされている。

在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会では、現段階で最も望ましい処理方法として、①注射針等の鋭利な物は医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理する。②その他の非鋭利な物は、市町村が一般廃棄物として処理する、という方法が考えられるとしている。

表 2.11 主な在宅医療廃棄物の種類及び感染性への留意

分類	種類	具体例	感染等への留意 ^{※1}
鋭利ではないもの	ビニールバッグ類	輸液、蓄尿、CAPD、栄養剤バッグ等  栄養剤バッグ CAPDバッグ	×
	チューブ・カテーテル類	吸引チューブ、輸液ライン等  チューブ類 カテーテル類	
	注射筒（針以外の部分）	 使い捨てペン型インスリン注入器 栄養剤注入器 ※針は付属しない	
	脱脂綿・ガーゼ		
鋭利ではあるが安全なしくみをもつもの	ペン型自己注射針  (針ケース装着時)	○ ^{※2}	
鋭利なもの	医療用注射針、点滴針  自己注射以外の医療用注射針	○	

※1 「感染等への留意」は、○：取扱いによっては感染等への留意が必要なもの、×：通常、感染等への留意が不要なもの

※2 鋭利なもののうちペン型自己注射針は、針ケースを装着した場合、「感染等への留意」は「×」となる

資料：「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き（平成20年3月）」
在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会

(ク) 適正処理困難物等の種類

適正処理困難物は本来、事業者がその処理・処分に深く係わるべきものであるとの認識から、廃棄物処理法では事業者の処理・処分に対する協力について第6条の3の規定を設けている。

廃棄物処理法第6条の3の規定は、市町村では適正な処理を行うことが困難な廃棄物のうち、①現に市町村が処理を行っている、②市町村の処理設備、技術に照らし全国各地で適正な処理が困難である、という要件を満たすものについて、環境大臣が指定を行い、市町村は指定された一般廃棄物となる前の製品の製造、加工、販売等を行う事業者の協力を得て適正な処理を確保しようとするものであり、平成6年1月に廃ゴムタイヤ（自動車用のものに限る）、廃電気冷蔵庫（250 リットル以上）、廃テレビ受映機（25 インチ以上）、廃スプリングマットレスの4品目が指定されている。これら4品目についてその適正な処理が困難な市町村にあっては、事業者に対し処理に当たって必要な協力を要請することができる。

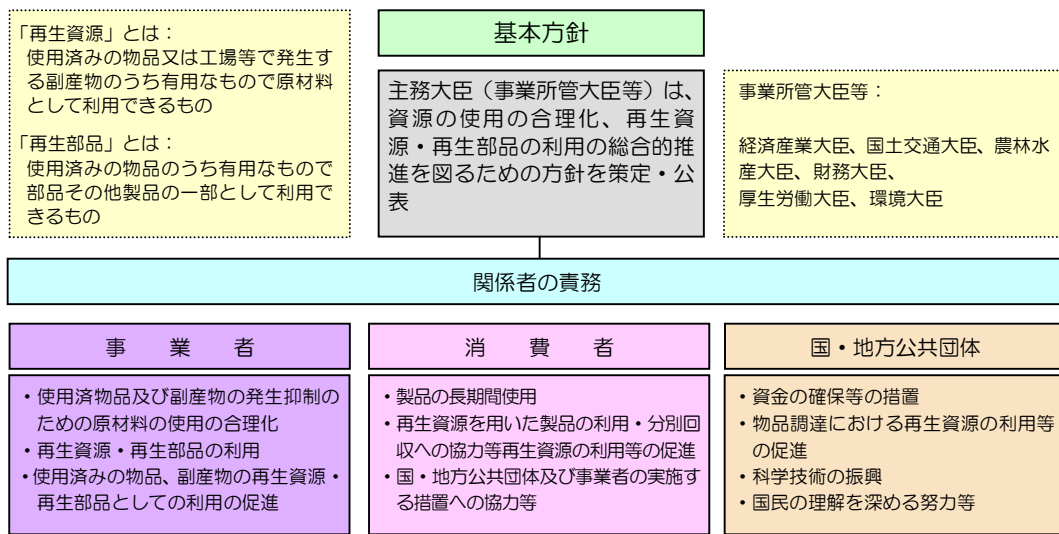
その協力要請の内容は以下のとおりである。

- ① 消費者が新規に製品を購入した際に、販売店等において指定された一般廃棄物を引き取ることとし、市町村以外の処理システム（収集運搬業者、中間処理業者等に事業者が処理を委託する場合を含む。）において処理する。
- ② 粗大ごみとして排出された場合や一般のごみに混入して排出された場合には、市町村が引き取ることとし、市町村は、上記①の処理システムにおいて処理を行っている者に指定された一般廃棄物の処理を委託することができる。

④ 資源有効利用促進法

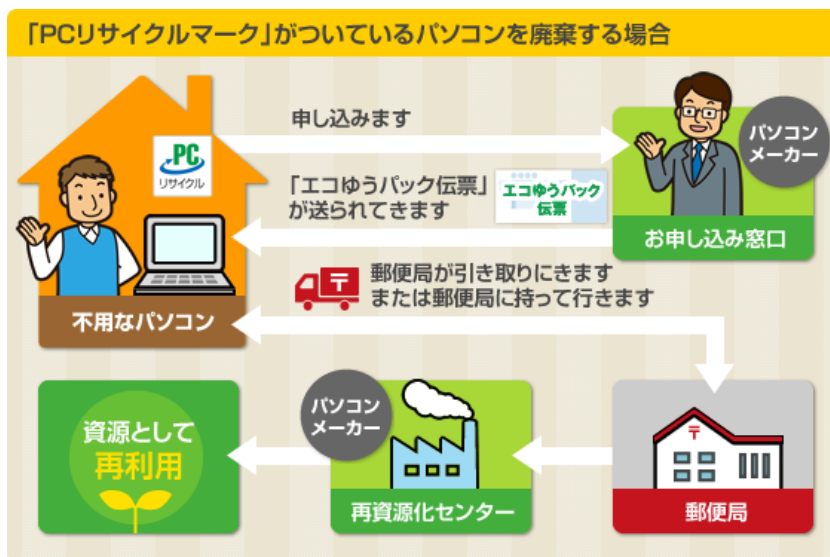
正式な名称は「資源の有効な利用の促進に関する法律」といい、平成3年に成立した「再生資源の利用の促進に関する法律」の抜本改正により、平成12年に成立、平成13年4月に施行された法律である。

この法律では、①副産物の発生抑制や再資源化を行うべき業種、②再生資源・再生部品を利用すべき業種、③原材料等の合理化等を行うべき製品、④再生資源または再生部品の利用の促進を行うべき製品、⑤分別回収を促進するための表示を行うべき製品、⑥自主回収・再生資源化を行うべき製品、⑦再生資源として利用することを促進すべき副産物を指定し、それぞれに係る事業者に一定の義務づけを行い、事業者の自主的な取り組みの促進を図っている。



資料：「循環型社会白書（平成18年版）」環境省

図 2.7 資源有効利用促進法の概要



資料：一般社団法人パソコン3R協会ホームページ
(http://www.pc3r.jp/home/recycle_flow.html)

図 2.8 パソコンリサイクルの流れ

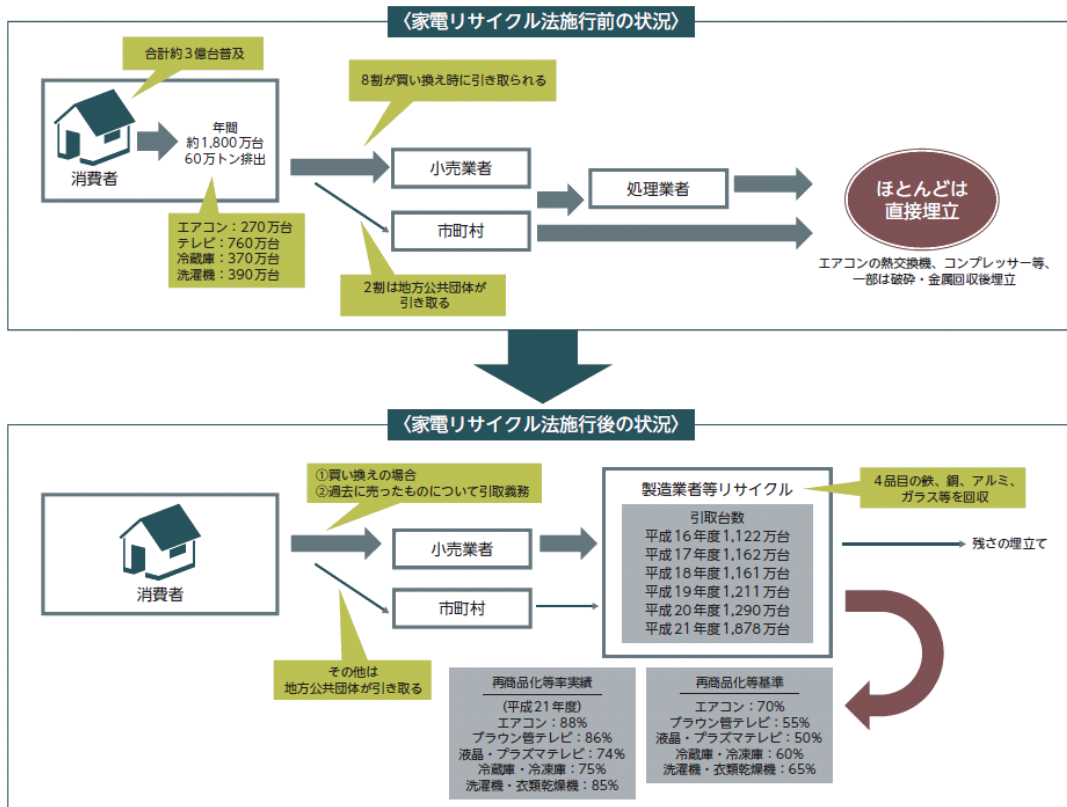
⑥ 家電リサイクル法

正式な名称は「特定家庭用機器再商品化法」といい、平成 10 年に成立した法律である。

家庭から排出される廃家電製品については、基本的に市町村が収集し、処理を行ってきか、特に家庭用エアコン、ブラウン管テレビ、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機の 4 品目については、リサイクルをする必要性が特に高いにもかかわらず、市町村等によるリサイクルが困難であった。

そのため、これらの 4 品目について特定家庭用機器廃棄物と定められ、製造業者等に一定の水準以上の再商品化が義務づけられている。

なお、平成 21 年 4 月 1 日より、液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機が対象機器に追加されている。



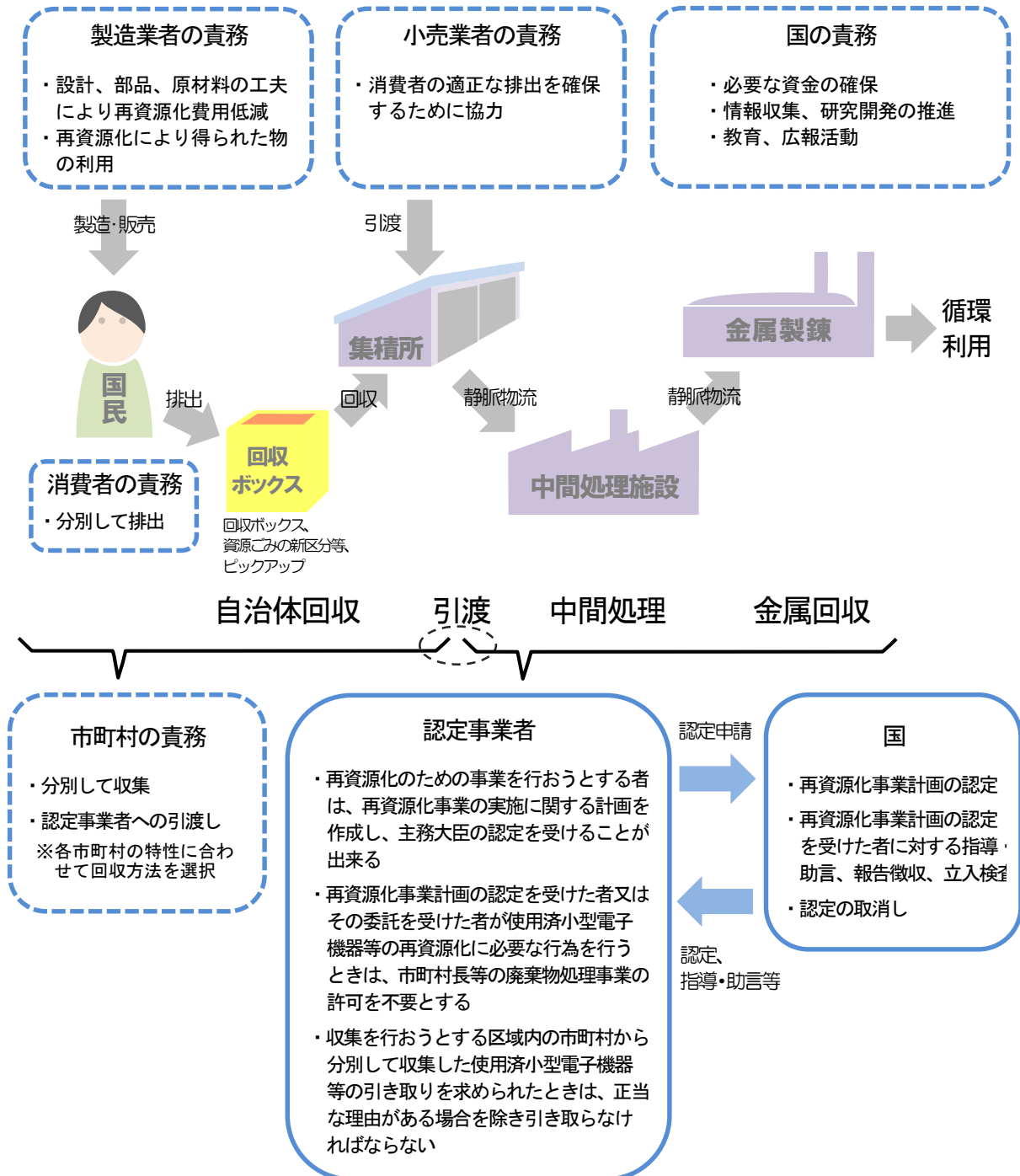
資料：環境省、経済産業省

図 2.10 家電リサイクル法施行前・施行後の状況

⑦ 小型家電リサイクル法

正式な名称は「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」といい、平成24年に成立した法律である。

この法律では、デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等に使用されているレアメタルや貴金属等の再資源化を促進するための措置を講ずることによって、廃棄物の適正処理と資源の有効な利用の確保を図るものとしている。



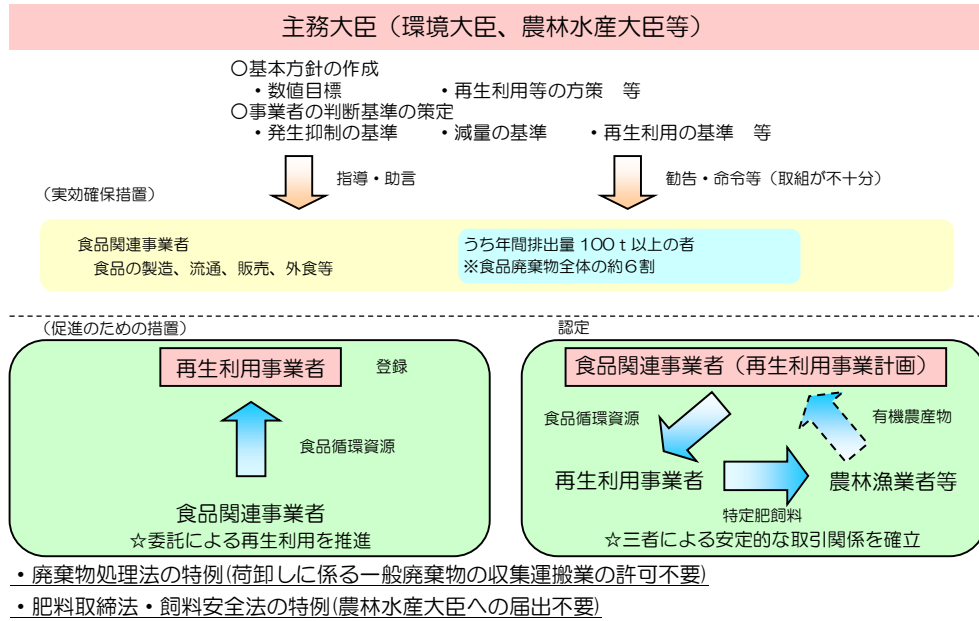
資料：経済産業省ホームページ (<http://www.meti.go.jp/>)
環境省ホームページ (<https://www.env.go.jp/>)

図 2.11 小型家電リサイクル法の概要

⑧ 食品リサイクル法

正式な名称は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」といい、平成 12 年に成立した法律である。

この法律では、食品の売れ残りや食べ残し等について、その発生抑制や減量化を図るとともに、飼料や肥料として再生利用を促進するための措置を講じ、廃棄物の減量、資源の有効利用を図るものとしている。



資料：「循環型社会白書（平成 18 年版）」環境省

図2.12 食品リサイクル法の仕組み

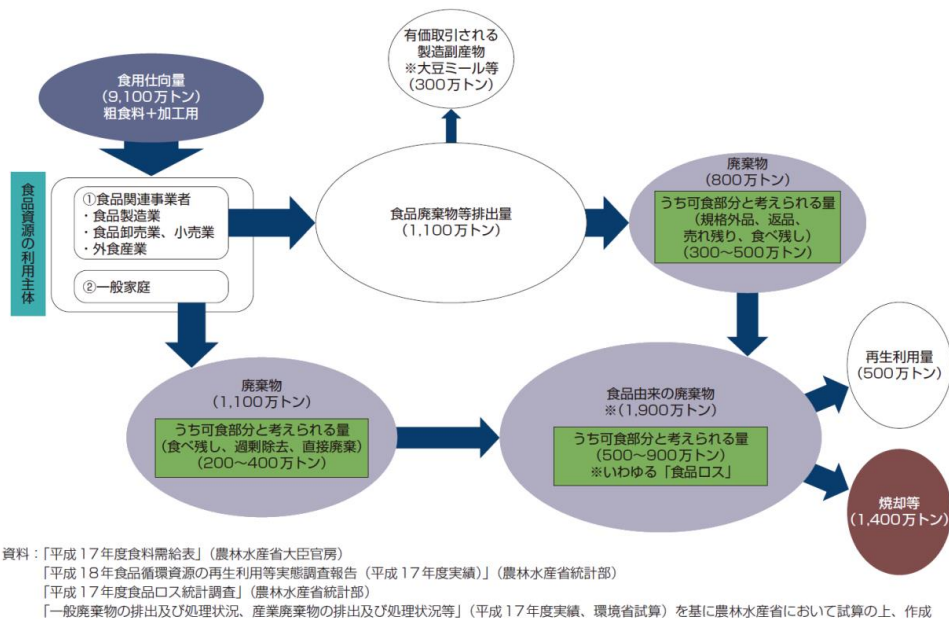
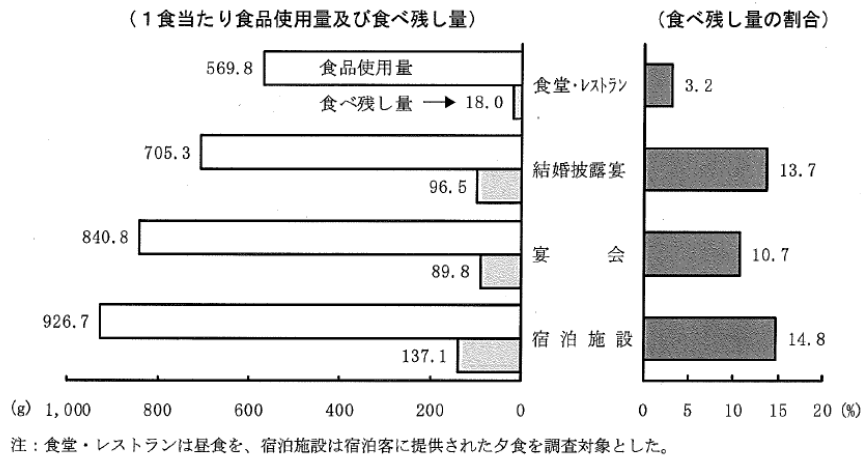


図2.13 食品廃棄物等の発生の流れ

農林水産省の調査による平成 21 年度の外食産業における食品の食べ残し量（飲料類を除く）の結果を以下に示す。

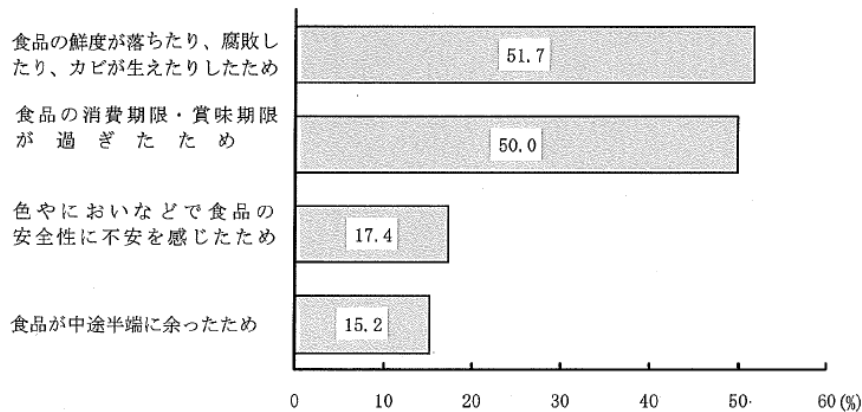
宿泊施設では 1 食あたり 137.1 グラムの食べ残しがあり、食品使用量に対する割合では 14.8%となる。



資料：「平成 21 年度食品ロス統計調査」農林水産省

図 2.14 外食産業における食品の食べ残し状況

また、家庭における食品の廃棄理由としては「食品の鮮度低下、腐敗及びカビの発生」が最も多く、次いで「食品の消費期限・賞味期限が過ぎたため」と回答した割合が高くなっており、計画的な食品の購入、使用等により、これらの廃棄量を減らせるものと考えられる。



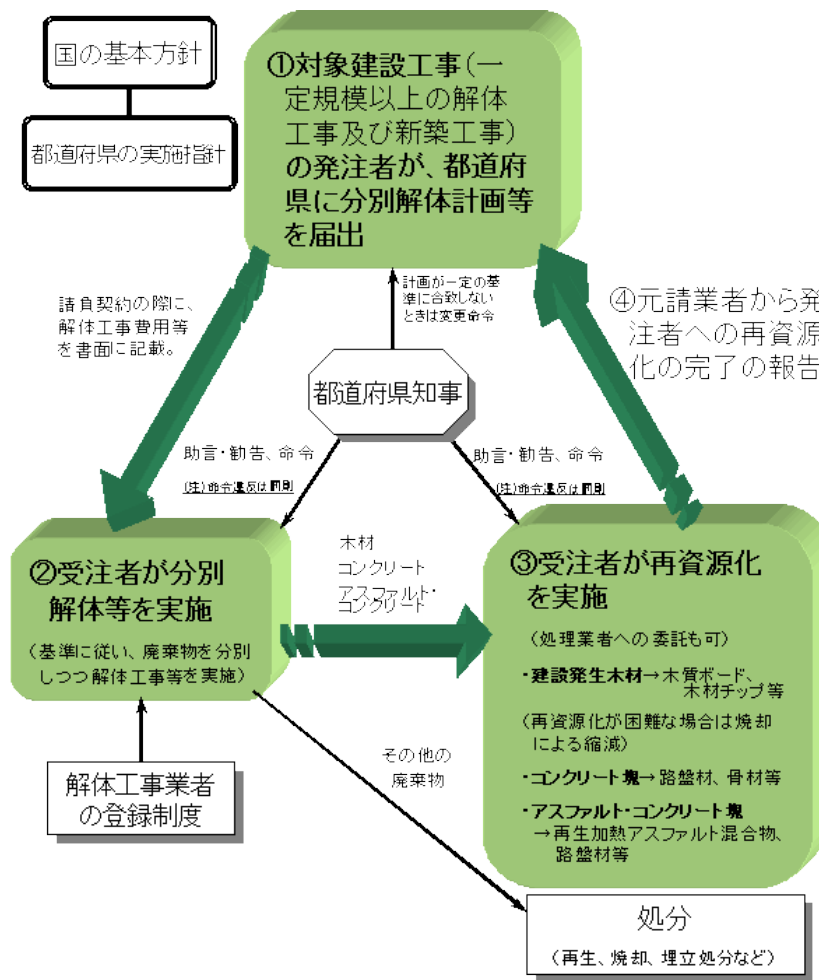
資料：「平成 21 年度食品ロス統計調査」農林水産省

図 2.15 家庭における食品を使用せずに廃棄した理由（複数回答）

⑨ 建設リサイクル法

正式な名称は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」といい、平成 12 年に成立した法律である。

この法律では、一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリートや木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務づけている。また、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度等を設けている。



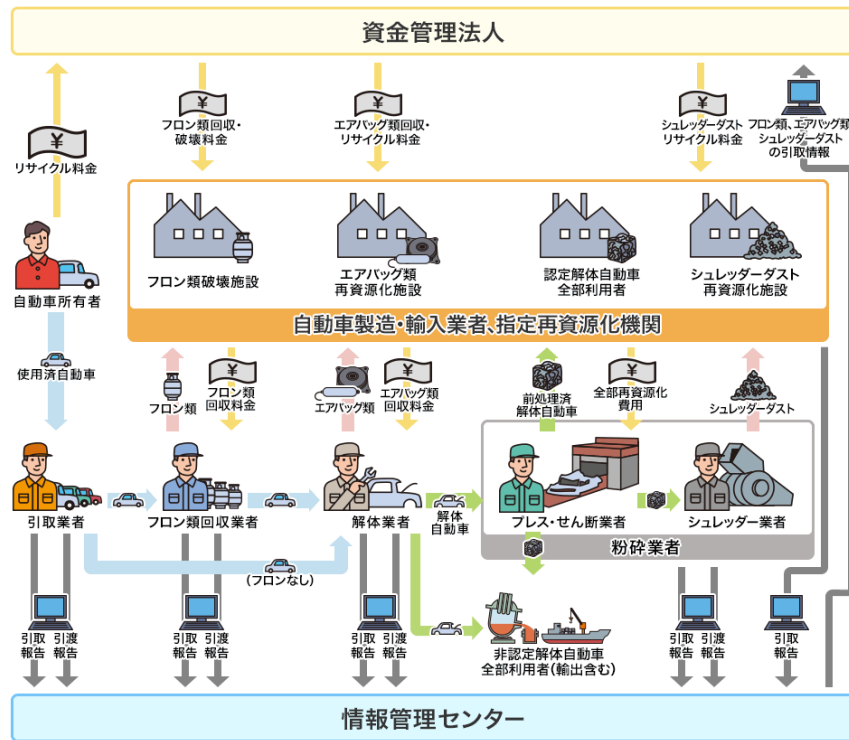
資料：環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/recycle/build/gaiyo.html>)

図 2.16 建設リサイクル法の概要

⑩ 自動車リサイクル法

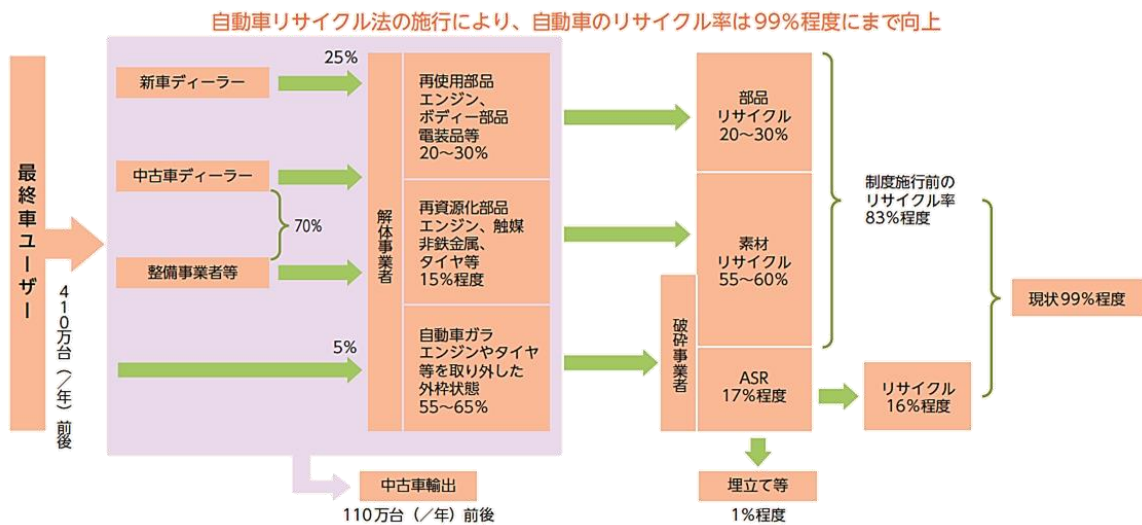
正式な名称は「使用済自動車の再資源化に関する法律」といい、平成14年に成立した法律である。

この法律では、自動車製造業者及び関連業者による使用済自動車の引取り、引渡し、再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講じ、使用済自動車に係る廃棄物の適正処理、資源の有効利用の確保等を図るものとしている。



資料：環境省ホームページ (<https://www.env.go.jp/>)

図 2.17 自動車リサイクル法の仕組み



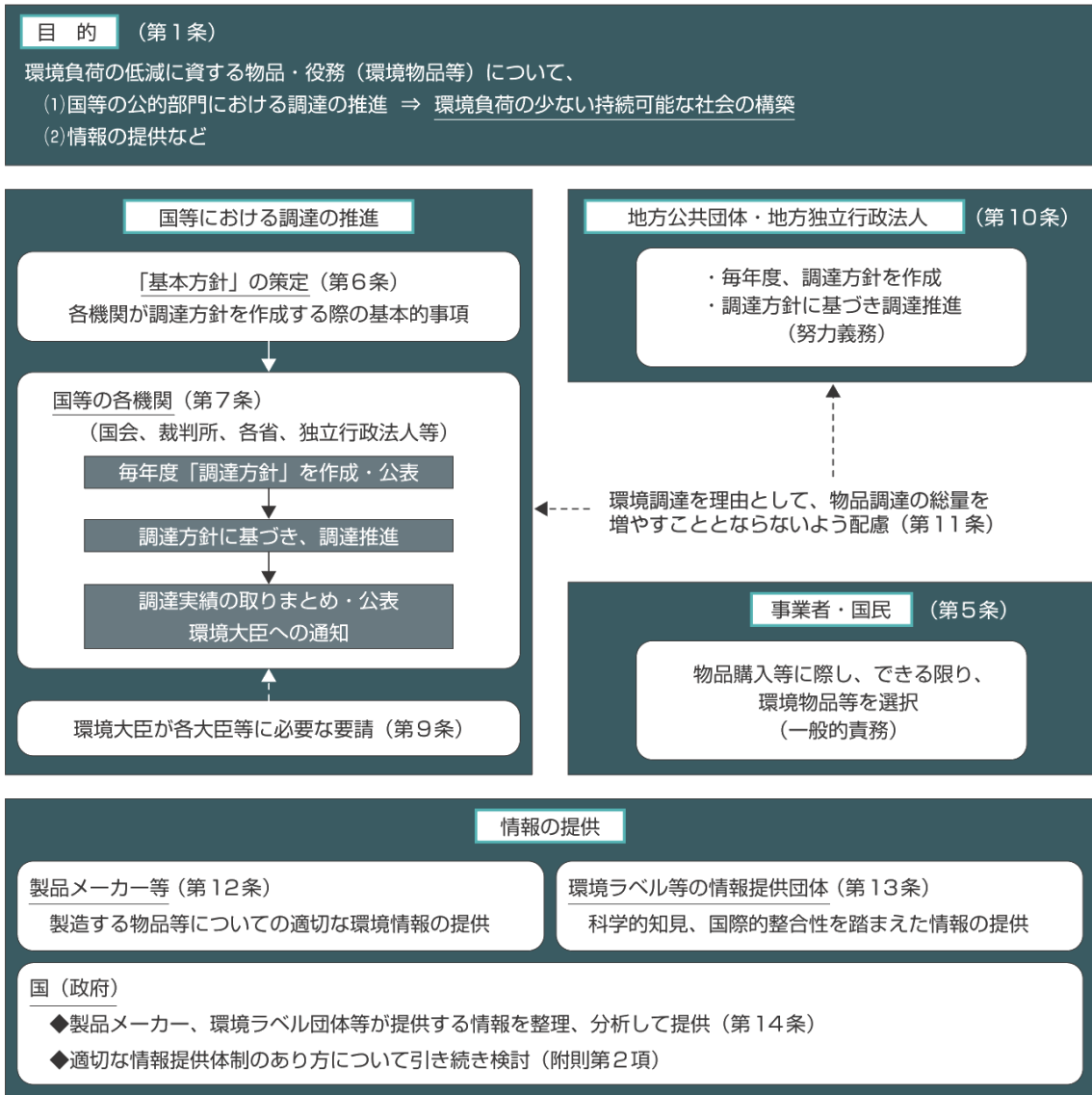
資料：「環境白書／循環型社会白書／生物多様性白書（平成26年版）」環境省

図 2.18 使用済自動車処理のフロー

⑪ グリーン購入法

正式な名称は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」といい、平成 12 年に成立した法律である。

この法律では、国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目的としている。



資料：「環境白書／循環型社会白書／生物多様性白書（平成 25 年版）」環境省

図 2.19 グリーン購入法の仕組み

(2) 環境保全に係る関係法令

① 大気汚染関係

大気汚染に係る環境基準については、昭和 44 年 2 月に硫黄酸化物、45 年 2 月に一酸化炭素、47 年 1 月に浮遊粒子状物質、48 年 5 月に二酸化窒素及び光化学オキシダントに係る環境基準が設定されている。また、昭和 48 年 5 月には二酸化硫黄に係る環境基準が改訂され、これまでに環境基準が設定されていた一酸化炭素等と併せて告示されている。近年では、平成 11 年 12 月にダイオキシン類に係る環境基準が設定され、平成 21 年 9 月には微小粒子状物質 (PM2.5) に係る環境基準が設定されている。

表 2.12 大気汚染に係る環境基準

告示	物質	環境上の条件	達成期間
昭和 48・5・8 環告 25	二酸化いおう	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	維持され又は、5 年以内に達成
	一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	維持され又は、早期に達成
	浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	維持され又は、早期に達成
	光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	維持され又は、早期に達成
昭和 53・7・11 環告 38	二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.06ppm を超える地域は、原則として 7 年以内 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内の地域は、現状を維持する
平成 9・2・4 環告 4	ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	維持又は、早期に達成
	トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	維持又は、早期に達成
	テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	維持又は、早期に達成
	ジクロロメタン (H13.4.20)	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。	維持又は、早期に達成
平成 11・12・27 環告 68	ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。	達成されていない地域は可及的速やかに達成。 現に達成されている地域又は達成された地域は、その維持に努める。
平成 21・9・9 環告 33	微小粒子状物質 (PM2.5)	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。	維持又は、早期に達成

備考

1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μm 以下のものをいう。
2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸性物質 (中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。) をいう。
3. ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
4. この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は、場所については、適用しない。
5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

資料：「大気の汚染に係る環境基準について (S48.5.8 環告 25、H8.10.25 環告 73 最終改正)」
 「二酸化窒素に係る環境基準について (S53.7.11 環告 38、H8.10.25 環告 74 最終改正)」
 「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について (H9.2.4 環告 4、H13.4.20 環告 30 最終改正)」
 「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁 (水底の底質の汚染を含む) 及び土壌の汚染に係る環境基準について (H11.12.27 環告 68、H21.3.31 環告 11 最終改正)」
 「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について (H21.9.9 環告 33)」

② 水質汚濁関係

(ア) 環境基準法に基づく水質汚濁に係る環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護及び生活環境の保全に係るものに関し、表 2.13～表 2.18 のとおり定められている。

表 2.13 水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本工業規格 KO102 (以下、「規格」という。) 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法又は規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.05mg/L 以下	規格 65.2 に定める方法
砒素	0.01mg/L 以下	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	環境省告示付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	環境省告示付表 2 に掲げる方法
PCB	検出されないこと	環境省告示付表 3 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	環境省告示付表 4 に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	環境省告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	環境省告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格 34.1 に定める方法又は規格 34.1 (c) に定める方法及び付表 6 に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	環境省告示付表 7 に掲げる方法
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下	日本工業規格 KO312 に定める方法

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 または 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
5. ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

資料：「水質汚濁に係る環境基準について（S46.12.28 環告 59、H26.11.17 環告 126 最終改正）」
「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む）及び土壌汚染に係る環境基準について（H11.12.27 環告 68、H21 3.31 環告 11 最終改正）」

表 2.14 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準 河川 ア）

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下	第1の2 の(2) により水 域類型と 指定する 水域
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げ るもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと。	2mg/L 以上	—	
測定方法		規格 12.1 に定め る方法又はガラス 電極を用いる水質 自動監視測定装置 によりこれと同程 度の計測結果の得 られる方法	規格 21 に定 める方法	付表 9 に掲げ る方法	規格 32 に定め る方法又は隔膜電 極を用いる水質自動 監視測定装置によ りこれと同程度の 計測結果の得られ る方法	最確数による定 量法	

備考

1. 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼海域もこれに準ずる。）。
4. 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
試料 10mL、1mL、0.1mL、0.01mL……のように連続した4段階（試料量が 0.1mL 以下の場合は 1mL に希釈して用いる。）を5本ずつBGLB 醗酵管に移植し、35～37℃、48±3 時間培養する。ガス発生を認められたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100mL 中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最小量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

(注)

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級：特殊な浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

資料：「水質汚濁に係る環境基準について（S46.12.28 環告 59、H26.11.17 環告 126 最終改正）」

表 2.15 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準 河川 イ）

項目 類型	水生生物の生息状況 の適応性	基 準 値			該当水域
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	第 1 の 2 の (2) 水 より型こ に指定 する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	
測定方法		規格 53 に定める方法（準備操作は規格 53 に定める方法によるほか、付表 10 に掲げる方法によることができる。また、規格 53 で使用する水については付表 10 の 1（1）による。）	環境省告示付表 11 に掲げる方法	環境省告示付表 12 に掲げる方法	
備 考 1. 基準値は年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）					

資料：「水質汚濁に係る環境基準について（S46.12.28 環告 59、H26.11.17 環告 126 最終改正）」

表 2.16 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関するもの 海域 ア）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全及び B以下の欄に掲げ るもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下	検出されない こと。	第1の2 の(2)に より水域 類型ごと に指定す る水域
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げ るもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されない こと。	
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—	
測定方法		規格 12.1 に定 める方法又はガ ラス電極を用い る水質自動監視 測定装置により これと同程度の 計測結果の得ら れる方法	規格 17 に定め る方法（ただし、 B類型の工業用 水及び水産2級 のうちノリ養殖 の利水点におけ る測定方法はアル カリ性法）	規格 32 に定め る方法又は隔膜 電極を用いる水 質自動監視測定 装置によりこれ と同程度の計測 結果の得られる 方法	最確数による定 量法	環境省告示付 表 13 に掲げ る方法	
<p>備考</p> <p>1. 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。</p> <p>2. アルカリ性法とは、次のものをいう。</p> <p>試料 50mL を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液（10w/v%）1 mL を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液（2mmol/L）10mL を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液（10w/v%）1 mL とアジ化ナトリウム溶液（4w/v%）1 滴を加え、冷却後、硫酸（2+1）0.5mL を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液（10mmol/L）ででんぶん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。</p> $\text{COD (O}_2\text{mg/L)} = 0.08 \times ((b) - (a)) \times f \text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000/50$ <p>(a)： チオ硫酸ナトリウム溶液（10mmol/L）の滴定値（mL） (b)： 浄留水について行った空試験値（mL） f Na₂S₂O₃： チオ硫酸ナトリウム溶液（10mmol/L）の力価</p>							

(注)

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

資料：「水質汚濁に係る環境基準について（S46.12.28 環告 59、H26.11.17 環告 126 最終改正）」

表 2.17 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関するもの 海域 イ）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下	第1の2の (2)により 水域類型ご とに指定す る水域
Ⅱ	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下	
測定方法		規格 45.4 又は 45.6 に定 める方法	規格 46.3 に定める方法	
備考				
1. 基準値は年間平均値とする。				
2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

(注)

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

資料：「水質汚濁に係る環境基準について（S46.12.28 環告 59、H26.11.17 環告 126 最終改正）」

表 2.18 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関するもの 海域 ウ）

項目 類型	水生生物の生息状況 の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	
生物A	水生生物の生息する水 域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下	第1の2の (2)により 水域類型ご とに指定す る水域
生物特A	生物Aの水域のうち、 水生生物の産卵場（繁 殖場）又は幼稚仔の生 育場として特に保全が 必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下	
測定方法		規格 53 に定める方 法（準備操作は規格 53 に定める方法に よるほか、環境省告 示付表 10 に掲げる 方法によることができ る。また、規格 53 で 使用する水については 付表 10 の1（1） による。）	環境省告示付表 11 に掲げる方法	環境省告示付表 12 に掲げる方法	

資料：「水質汚濁に係る環境基準について（S46.12.28 環告 59、H26.11.17 環告 126 最終改正）」

(イ) 南城市に関連する水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定状況

南城市に関連する環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準の類型指定状況は表 2.19 に示すとおりである。

表 2.19 南城市に関連する水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定状況

水域の名称	水域の範囲	水域類型	達成期間
中城湾海域	勝連半島から南部知念半島に至る沿岸と沖合の離島久高島、津堅島に囲まれた全域	A	イ
報得川	川尻橋から上流	E	□
饒波川	全域	D	ハ
雄樋川	全域（支川も含む。）	D	□

(注)

1. 該当類型の欄中は環境庁告示別表 2 に掲げる河川及び海域の表の類型を示す。
2. 達成期間の分類は、次のとおりとする。「イ」は直ちに達成、「□」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成することを示す。

資料：中城湾海域「水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（S50.3.6 告示 79）（H16.3.30 告示 282 最終改正）」
 報得川、饒波川、雄樋川「水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定
 （H16.3.30 告示 282）（H25.3.12 告示 149 最終改正）」

(ウ) 南城市に関連する水域における上乗せ排水基準

南城市に関連する水域における上乗せ排水基準の適用区域及び当該区域における上乗せ排水基準値は表 2.20～表 2.23 に示すとおりである。

表 2.20 南城市に関連する水域における上乗せ排水基準の適用区域

水域の名称	範囲
中城湾海域	知念岬から久高島南端までを結んだ線、久高島陸岸、久高島北端から津堅島南端までを結んだ線、津堅島陸岸、津堅島北端から勝連崎までを結んだ線及び沖縄島陸岸により囲まれた海域並びにこれに流入する公共用水域
国場川水域	明治橋から上流及びこれに接続する公共用水域（久茂地川水域を除く。）
報得川水域	西崎北橋から上流及びこれに接続する公共用水域

資料：「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例
 （S50.7.9 沖縄県条例 37、H20.12.26 沖縄県条例 44 最終改正）」

表 2.21 中城湾海域に係る上乘せ排水基準

区分	特定事業場の区分		項目及び許容限度			
			生物化学的酸素要求量 又は化学的酸素要求量		浮遊物質量	
			日間平均	最大	日間平均	最大
域内 下水道 処理区 に所在 する 特定 事業場	すべての特定事業場		20 以下	30 以下	70 以下	90 以下
	養豚事業場	豚房の総面積が 1,000 平方メートル以上であって、排出水量が 50 立方メートル以上のもの	50 以下	70 以下	70 以下	90 以下
排出水量が 50 立方メートル未満のもの		120 以下	160 以下	150 以下	200 以下	
域外 下水道 処理区 域外に 所在 する 特定 事業場	令別表第 1 第 23 号に掲げる施設を設置する特定事業場であって、排出水量が 20 立方メートル以上のもの（以下「紙製造事業場」という。）		60 以下	80 以下	80 以下	120 以下
	令別表第 1 第 51 号に掲げる施設を設置する特定事業場であって、排出水量が 20 立方メートル以上のもの（以下「石油精製事業場」という。）		20 以下	30 以下	15 以下	20 以下
	令別表第 1 第 72 号に掲げる施設を設置する特定事業場（同号のし尿処理施設以外の特定施設を設置する特定事業場を除く。）であって、排出水量が 50 立方メートル以上のもの（以下「浄化槽設置事業場」という。）		20 以下	30 以下	70 以下	90 以下
	令別表第 1 第 73 号に掲げる施設を設置する特定事業場であって、排出水量が 50 立方メートル以上のもの（以下「下水道終末処理場」という。）		20 以下	30 以下	70 以下	90 以下
	豚房排水処理施設設置事業場	排出水量が 50 立方メートル以上のもの	50 以下	70 以下	70 以下	90 以下
		排出水量が 50 立方メートル未満のもの	120 以下	160 以下	150 以下	200 以下
	令別表第 1 各号に掲げる施設を設置する特定事業場のうち、養豚事業場、紙製造事業場、石油精製事業場、浄化槽設置事業場、下水道終末処理場又は豚房排水処理施設設置事業場以外のもの	排出水量が 200 立方メートル以上のもの	20 以下	30 以下	70 以下	90 以下
		排出水量が 50 立方メートル以上 200 立方メートル未満のもの	50 以下	70 以下	100 以下	130 以下
		排出水量が 20 立方メートル以上 50 立方メートル未満のもの	120 以下	160 以下	150 以下	200 以下

資料：「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例（S50.7.9 沖縄県条例 37、H20.12.26 沖縄県条例 44 最終改正）」

表 2.22 国場川水域に係る上乘せ排水基準

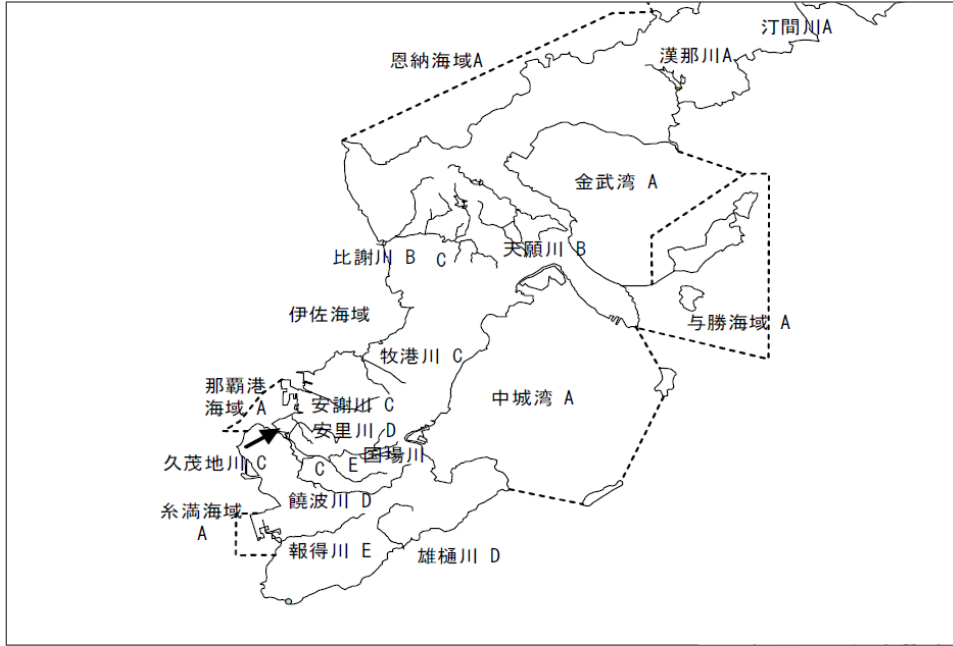
区分	特定事業場の区分		項目及び許容限度				
			水素イオン濃度(水素指数)	生物化学的酸素要求量		浮遊物質量	
				日間平均	最大	日間平均	最大
下水道処理区域内に所在する特定事業場	令別表第1各号に掲げる施設のいずれかの施設を設置する特定事業場(以下「すべての特定事業場」という。)		6.5以上 8.5以下	20以下	30以下	70以下	90以下
下水道処理区域外に所在する特定事業場	令別表第1第1号の2(イに係る部分に限る。)に掲げる施設を設置する特定事業場(以下「養豚事業場」という。)	排出水量が50立方メートル以上のもの		50以下	70以下	70以下	90以下
		排出水量が50立方メートル未満のもの		80以下	100以下	100以下	150以下
	令別表第1第7号に掲げる施設を設置する特定事業場(以下「砂糖製造事業場」という。)		6.5以上 8.5以下	10以下	20以下	70以下	90以下
	令別表第1第74号に掲げる施設(豚房施設から排出される水のみを処理する施設に限る。)を設置する特定事業場(以下「豚房排水処理施設設置事業場」という。)	排出水量が50立方メートル以上のもの		50以下	70以下	70以下	90以下
		排出水量が50立方メートル未満のもの		80以下	100以下	100以下	150以下
令別表第1各号に掲げる施設を設置する特定事業場のうち、養豚事業場、砂糖製造事業場又は豚房排水処理施設設置事業場以外の特定事業場であって、排出水量が20立方メートル以上のもの		6.5以上 8.5以下	20以下	30以下	70以下	90以下	

資料：「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例 (S50.7.9 沖縄県条例 37、H20.12.26 沖縄県条例 44 最終改正)」

表 2.23 報得川水域に係る上乘せ排水基準

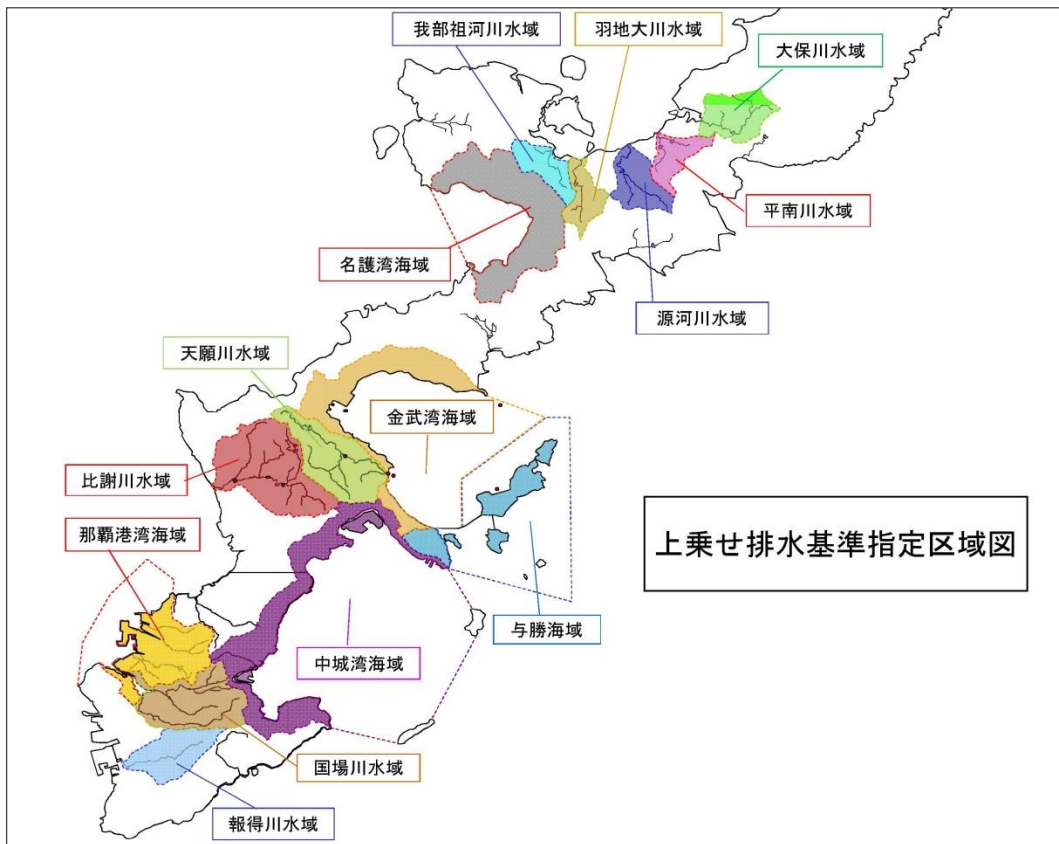
区分	特定事業場の区分		項目及び許容限度				
			水素イオン濃度(水素指数)	生物化学的酸素要求量		浮遊物質量	
				日間平均	最大	日間平均	最大
下水道処理区域内に所在する特定事業場	すべての特定事業場		6.5以上 8.5以下	20以下	30以下	70以下	90以下
下水道処理区域外に所在する特定事業場	養豚事業場	豚房の総面積が1,000平方メートル以上であって、排出水量が50立方メートル以上のもの		50以下	70以下	70以下	90以下
		排出水量が50立方メートル未満のもの		120以下	160以下	150以下	200以下
	豚房排水処理施設設置事業場	排出水量が50立方メートル以上のもの		50以下	70以下	70以下	90以下
		排出水量が50立方メートル未満のもの		120以下	160以下	150以下	200以下
	令別表第1各号に掲げる施設を設置する特定事業場のうち、養豚事業場又は豚房排水処理施設設置事業場以外のもの	排出水量が50立方メートル以上のもの	6.5以上 8.5以下	20以下	30以下	70以下	90以下
		排出水量が20立方メートル以上50立方メートル未満のもの	6.5以上 8.5以下	80以下	100以下	100以下	150以下

資料：「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例 (S50.7.9 沖縄県条例 37、H20.12.26 沖縄県条例 44 最終改正)」



(注) アルファベットは、環境省告示別表 2 に掲げる河川及び海域の表の類型を示す。
資料：「水域類型指定状況」沖縄県環境保全課

図 2.20 環境基準の類型指定図



資料：「上乘せ排水基準表」沖縄県環境保全課

図 2.21 上乘せ排水基準指定区域図

③ 騒音関係

(ア) 環境基本法に基づく環境基準

騒音に係る環境基準については、環境基本法に基づく、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）が定められている。

表 2.24 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下
(注) 1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。 2. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集中して設置される地域等特に静穏を要する地域とする。 3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。 4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。 5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。ただし、次表に掲げる地域に該当する地域については、その環境基準は上表によらず、次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。		
地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。 この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。		
基準値		
昼間	夜間	
70 デシベル以下	65 デシベル以下	
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下）にすることができる。		

資料：「騒音に係る環境基準について（H10.9.30 環告 64、H24.3.30 環告 54 最終改正）」

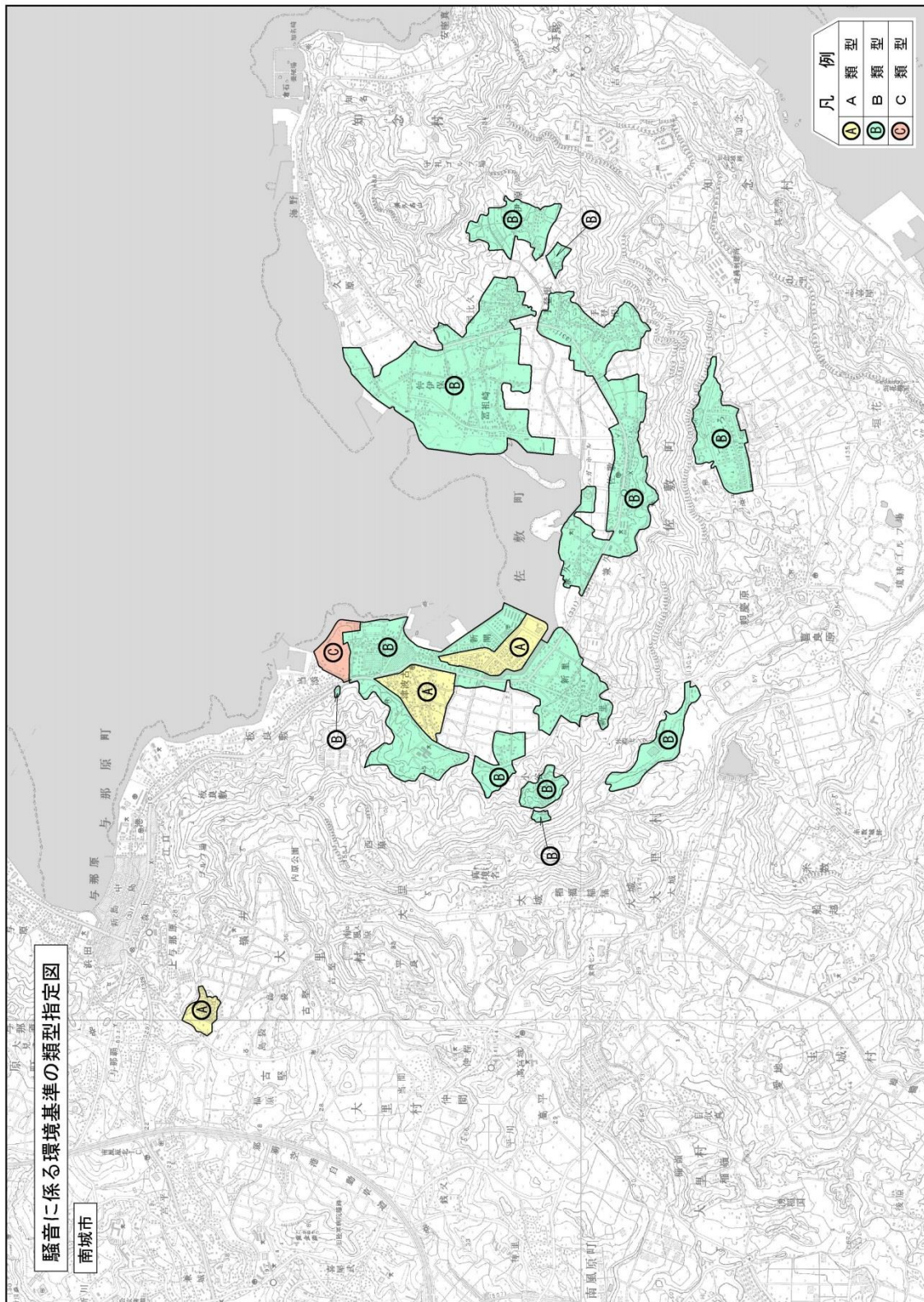


図 2.22 南城市における騒音に係る環境基準の類型指定図

資料：沖縄県環境保全課

http://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/hozen/tai/ki/noise/noise2_map.html

(イ) 騒音規制法に係る規制基準

騒音規制法に基づく規制地域及び規制基準については、昭和54年沖縄県告示第95号「騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示」において指定及び設定されている。当該告示に係る規制基準及び南城市における規制地域の指定状況を以下に示す。

表 2.25 沖縄県における騒音に係る規制基準

区域の区分	時間の区分		
	昼間 (午前8時から午後7時まで)	朝・夕 (午前6時から午前8時まで 午後7時から午後9時まで)	夜間 (午後9時から 翌日の午前6時まで)
第1種区域	45 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第2種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第3種区域	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第4種区域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル

備考

1. 左欄の第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ表-26の右欄に掲げる区域をいう。
2. 第2種区域、第3種区域及び第4種区域の区域内に所在する第3項第2号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準値は、右欄に掲げるそれぞれの基準値から5デシベルを減じた値とする。

資料：「騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示
(S54.3.8 沖縄県告示 95、H26.3.31 沖縄県告示 195 最終改正)」

表 2.26 南城市における騒音規制法に基づく規制地域指定

区域の区分	適用内容
第1種区域	第1種低層住居専用地域
第2種区域	第1種中高層住居専用地域 南城市の地域のうち、字津波古、字小谷、字新里、字兼久、字佐敷、字手登根、字伊原、字屋比久、字仲伊保及び字富祖崎の各一部
第3種区域	指定なし
第4種区域	工業地域

資料：「騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の指定」南城市

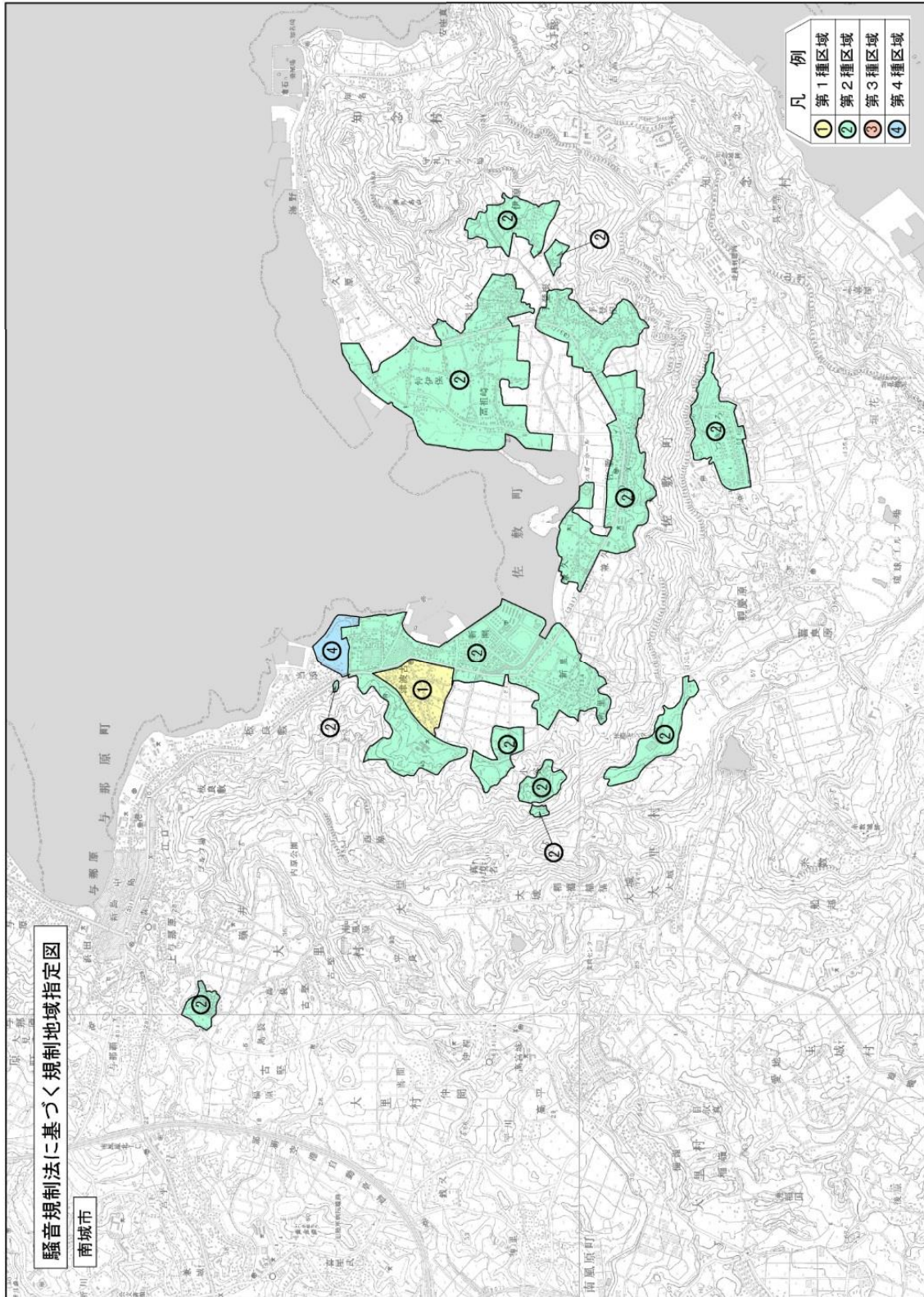


図 2.23 南城市における騒音規制法に基づく規制地域指定図

資料：「騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の指定」南城市

④ 振動関係

(ア) 振動規制法に関する規制基準

振動規制法に基づく規制地域及び規制基準については、昭和 54 年沖縄県告示第 96 号「振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示」において指定及び設定されている。当該告示に係る規制基準及び南城市における規制地域の指定状況を以下に示す。

表 2.27 沖縄県における振動に係る規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (午前 8 時から午後 7 時まで)	夜間 午後 7 時から 翌日の午前 8 時まで
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル

備考

1. 左欄の第 1 種区域及び第 2 種区域とは、それぞれ表-28 の右欄に掲げる区域をいう。
2. 第 1 種区域及び第 2 種区域の区域内に所在する第 3 項第 2 号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準値は、右欄に掲げるそれぞれの基準値から 5 デシベルを減じた値とする。

資料：「振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示
(S54.3.8 沖縄県告示 96、H26.3.31 沖縄県告示 196 最終改正)」

表 2.28 南城市における振動規制法に基づく規制地域指定

区域の区分	適用内容
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 1 種住居地域 南城市の地域のうち、字津波古、字小谷、字新里、字兼久、字佐敷、字手登根、 字伊原、字屋比久、字仲伊保及び字富祖崎の各一部 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種住居地域
第 2 種区域	工業地域

資料：「振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示」南城市

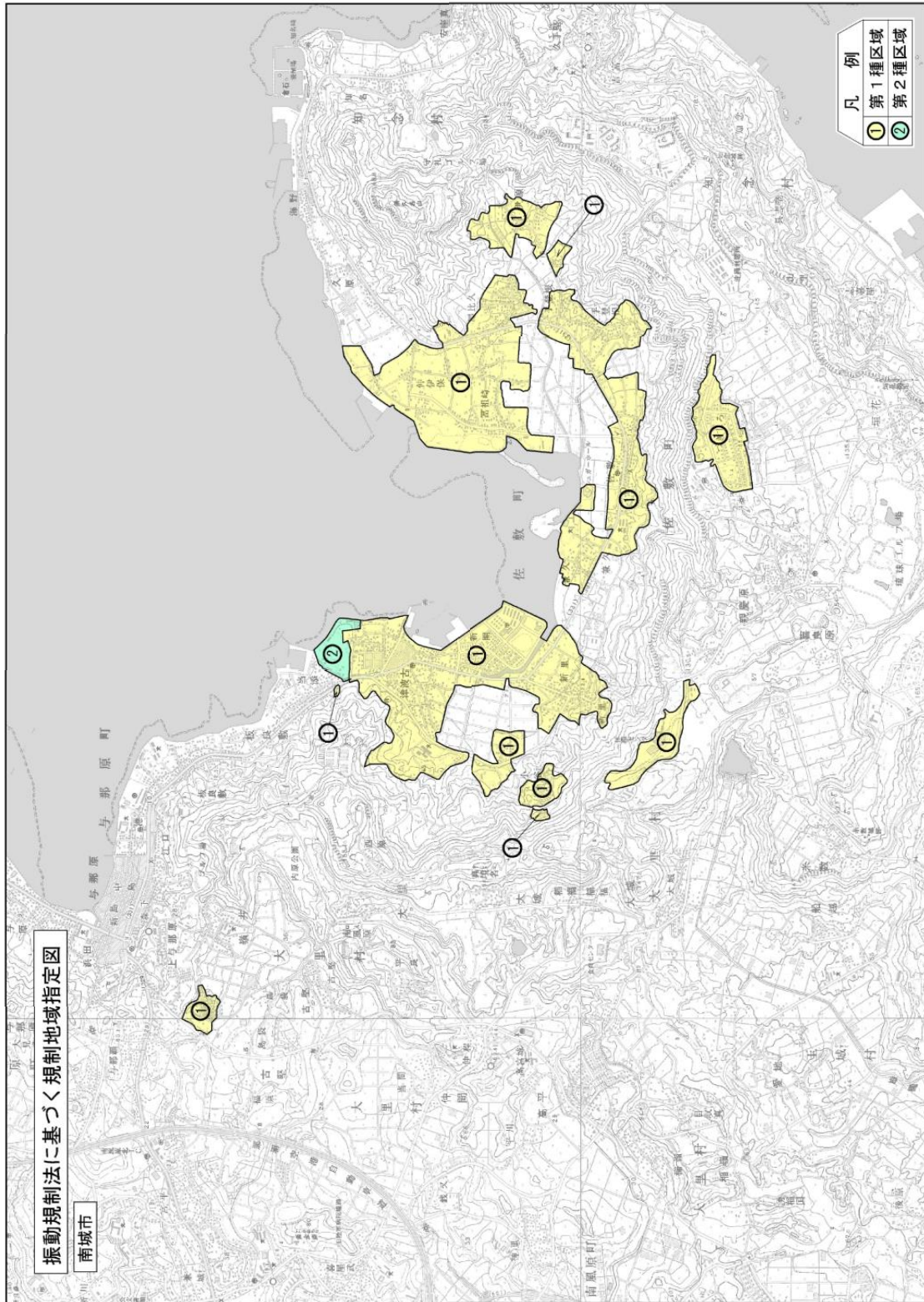


図 2.24 南城市における振動規制法に基づく規制地域指定図

資料：「振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示」南城市

⑤ 悪臭関係

悪臭防止法による規制地域としては、住民の生活環境を保全するために悪臭を防止する必要があると認められる、①住居が集合している地域、②学校・保育所・病院・図書館・老人ホーム等多数の人が利用する施設のある地域を指定することになっており、「特定悪臭物質規制の地域」と「臭気指数規制の地域」の2地域がある。なお、南城市は臭気指数規制地域となっている。

以下に沖縄県内の悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準の設定を示す。

表 2.29 臭気指数の規制基準

特定悪臭物質	区域の区分	悪臭防止法施行規制で定める規制基準の範囲	A区域	B区域
アンモニア		1 以上 5 以下	1	2
メチルメルカプタン		0.002 以上 0.01 以下	0.002	0.004
硫化水素		0.02 以上 0.2 以下	0.02	0.06
硫化メチル		0.01 以上 0.2 以下	0.01	0.05
二硫化メチル		0.009 以上 0.1 以下	0.009	0.03
トリメチルアミン		0.005 以上 0.07 以下	0.005	0.02
アセトアルデヒド		0.05 以上 0.5 以下	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド		0.05 以上 0.5 以下	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド		0.009 以上 0.08 以下	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド		0.02 以上 0.2 以下	0.02	0.07
ノルマルバレールアルデヒド		0.009 以上 0.05 以下	0.009	0.02
イソバレールアルデヒド		0.003 以上 0.01 以下	0.03	0.006
イソブタノール		0.9 以上 20 以下	0.9	4
酢酸エチル		3 以上 20 以下	3	7
メチルイソブチルケトン		1 以上 6 以下	1	3
トルエン		10 以上 60 以下	10	30
スチレン		0.4 以上 2 以下	0.4	0.8
キシレン		1 以上 5 以下	1	2
プロピオン酸		0.03 以上 0.2 以下	0.03	0.07
ノルマル酪酸		0.001 以上 0.006 以下	0.001	0.002
ノルマル吉草酸		0.0009 以上 0.004 以下	0.0009	0.002
イソ吉草酸		0.001 以上 0.01 以下	0.001	0.004

資料：「悪臭防止法施行規則（S47.5.30 総理府令第 39、H23.11.30 環境省令第 32 最終改正）」

資料：「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示

（H18.3.28 沖縄県告示 246、H26.3.31 沖縄県告示 198 最終改正）」

表 2.30 区域別の臭気指数許容限度

区 分	許容限度（臭気指数）		
	A区域	B区域	C区域
許容限度（臭気指数）	15	18	21

資料：「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示

（H18.3.28 沖縄県告示 246、H26.3.31 沖縄県告示 198 最終改正）」

表 2.31 南城市における悪臭防止法に基づく規制地域指定

区域の区分	適用内容
A区域	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域 佐敷（字津波古、字小谷、字新里、字兼久、字佐敷、字手登根、字富祖崎、字仲伊保、字伊原、字屋比久）、大里字古堅の各一部
B区域	大里（字古堅、字大里、字仲間、字高平、字稻嶺、字嶺井）の各一部
C区域	A区域、B区域及び久高島を除く南城市の区域

備考 1. この表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定に定められた地域をいう。

資料：「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示」南城市

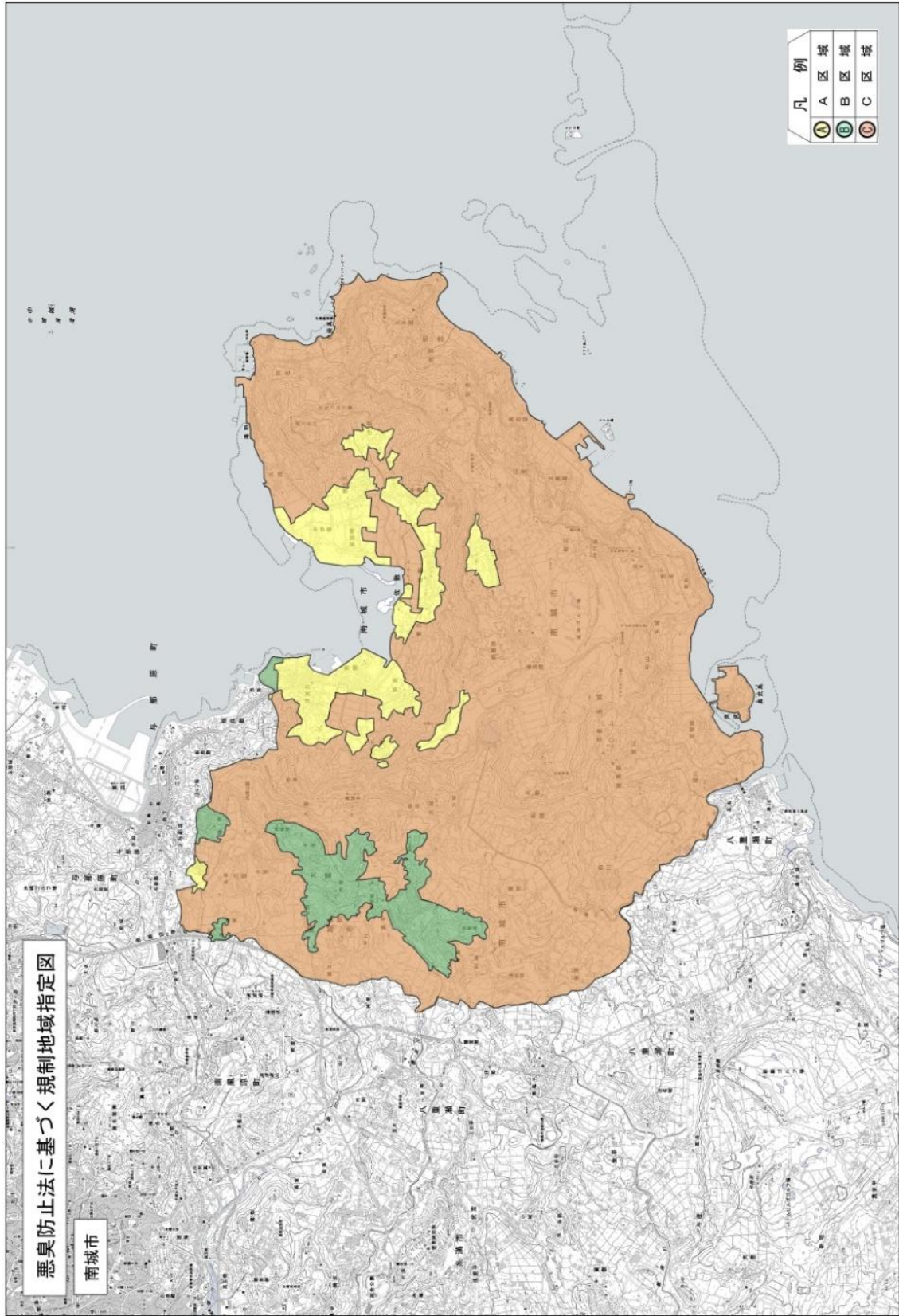


図 2.25 南城市における悪臭防止法に基づく規制地域指定図

資料：「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示」南城市

(3) 廃棄物処理施設設置等に係る関係法令

ごみ処理施設等の建設に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめ、施設の設置場所、規模、構造、能力等を定めるために、その地域の土地利用に関する規制や、設備等に関する法令を遵守しなければなりません。

以下に係る主な法令を示す。

表 2.32 廃棄物処理施設設置等に係る関係法令

法律名	適用範囲等
都市計画法	都市計画区域内に本法で定めるごみ処理施設を設置する場合、都市施設として計画決定が必要。
河川法	河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却する場合は河川管理者の許可が必要。
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域における、急傾斜地崩壊防止施設以外の施設、又は工作物の設置・改造の制限。
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域内にごみ処理施設を建設する場合。
海岸法	海岸保全区域において、海岸保全施設以外の施設、又は工作物を設ける場合。
道路法	電柱、電線、水管、ガス管等、継続して道路を使用する場合。
都市緑地保全法	緑地保全地区内において、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築をする場合。
首都圏近郊緑地保全法	保全区域（緑地保全地区を除く）内において、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築をする場合。
自然公園法	国立公園又は国定公園の特別地域において工作物を新築し、改築し、又は増築する場合国立公園又は国定公園の普通地域において、一定の基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築する場合。
鳥獣保護及び狩猟に関する法律	特別保護地区内において工作物を設置する場合。
農地法	工場を建設するために農地を転用する場合。
港湾法	港湾区域又は、港湾隣接地域内の指定地域において、指定重量を超える構築物の建設、又は改築をする場合。 臨港地区内において、廃棄物処理施設の建設、又は改良をする場合。
都市再開発法	市街地再開発事業の施行地区内において、建築物その他の工作物の新築、改築等を行う場合。
土地区画整理法	土地区画整理事業の施行地区内において、建築物その他の工作物の新築、改築等を行う場合。
文化財保護法	土木工事によって「周知の埋蔵文化財包蔵地」を発掘する場合。
工業用水法	指定地域内の井戸（吐出口の断面積の合計が 6cm ² をこえるもの）により地下水を採取してこれを工業の用に供する場合。
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	指定地域内の揚水設備（吐出口の断面積の合計が 6cm ² をこえるもの）により冷暖房設備、水洗便所、洗車設備の用に供する地下水を採取する場合。
建築基準法	51 条で都市計画決定がなければ建築できないとされている。同上ただし書きではその敷地の位置が都市計画上支障ないと認めて許可した場合及び増築する場合はこの限りでない。 建築物を建築しようとする場合、建築主事の確認が必要。なお、用途地域別の建築物の制限有。
消防法	建築主事は、建築物の防火に関して、消防長又は消防署長の同意を得なければ、建築確認等は不可。 重油クック等は危険物貯蔵所として本法により規制。
航空法	進入表面、転移表面又は、平表面の上に出る高さの建造物の設置に制限。 地表又は水面から 60m 以上の高さの物件及び省令で定められた物件には、航空障害灯が必要。 屋間において航空機から視認が困難であると認められる煙突、鉄塔等で地表又は水面から 60m 以上の高さのものには昼間障害標識が必要。
電波法	伝搬障害防止区域内において、その最高部の地表からの高さが 31m を超える建築物その他の工作物の新築、増築等の場合。
有線電気通信法	有線電気通信設備を設置する場合。
有線テレビジョン放送法	有線テレビジョン放送施設を設置し、当該施設により有線テレビジョン放送の業務を行う場合。
高圧ガス保安法	高圧ガスの製造、貯蔵等を行う場合。
電気事業法	特別高圧（7,000V 以上）で受電する場合。 高圧受電で受電電力の容量が 50Kw 以上の場合。 自家用発電設備を設置する場合及び非常用予備発電装置を設置する場合。
労働安全衛生法	事業場の安全衛生管理体制等ごみ処理施設運営に関連記述が存在。

資料：「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2006 改訂版」全国都市清掃会議

3. 沖縄県内の一般廃棄物処理状況

(1) ごみ処理状況

① ごみ排出量及び1人1日当たりごみ排出量

沖縄県全域で排出されるごみの量は、平成25年度実績ではおよそ43.6万tであり、1人1日当たりのごみ排出量は829gとなっている。

表3.1 沖縄県のごみ総排出量及び1人1日当たりごみ排出量の推移

項目 年度	総人口 (人)	ごみ総排出量 (t/年)	生活系ごみ 総排出量 (t/年)	事業系ごみ 総排出量 (t/年)	排出原単位 (g/人・日)
平成16年	1,375,037	464,421	314,014	150,407	925
平成17年	1,386,137	462,351	307,816	154,535	914
平成18年	1,391,490	463,112	306,761	156,351	912
平成19年	1,396,514	458,488	301,621	156,867	897
平成20年	1,399,376	424,635	279,250	145,385	831
平成21年	1,407,522	427,265	279,843	147,422	832
平成22年	1,415,596	430,966	283,351	147,615	834
平成23年	1,425,622	442,132	291,245	150,887	847
平成24年	1,436,911	447,521	293,812	153,709	853
平成25年	1,441,793	436,373	281,954	154,419	829

(注) 実態調査のごみ総排出量の考え方は、H16以前は「事業系ごみ量+生活系ごみ量(収集+直搬+自家処理)」であるが、ここでは全ての年度「事業系ごみ量+生活系ごみ量(収集+直搬+集回回収量)」で集計を統一している。

資料：「一般廃棄物処理実態調査」環境省

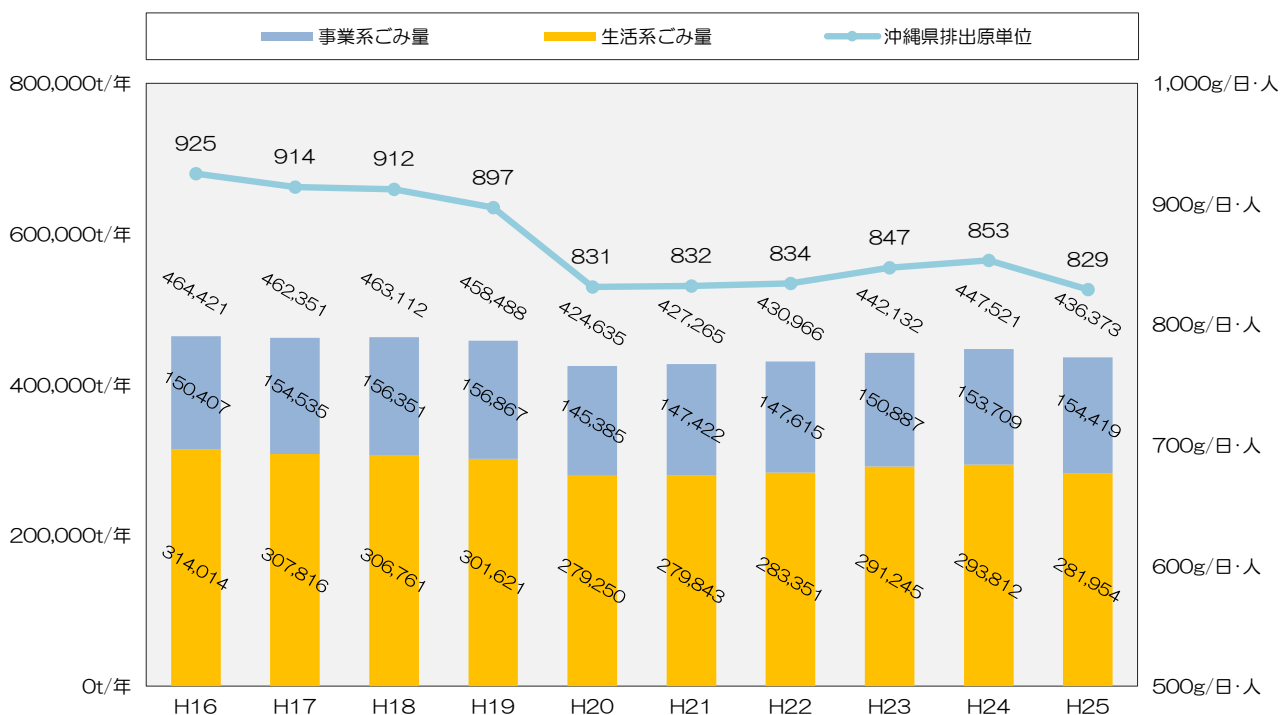


図 3.1 沖縄県のごみ総排出量及び1人1日当たりごみ排出量の推移

全国で排出されるごみの量は、平成 25 年度実績ではおよそ 4,487 万 t であり、1 人 1 日当たりのごみ排出量は 958 g となっている。

表 3.2 全国のごみ総排出量及び 1 人 1 日当たりごみ排出量の推移

項目 年度	総人口 (千人)	総収集ごみ量 (千t/年)	家庭系ごみ 総排出量 (千t/年)	事業系ごみ 総排出量 (千t/年)	排出原単位 (g/人・日)
平成16年	127,605	53,376	36,838	16,537	1,146
平成17年	127,712	52,720	36,471	16,249	1,131
平成18年	127,781	52,024	36,220	15,804	1,115
平成19年	127,487	50,816	35,724	15,092	1,089
平成20年	127,530	48,106	34,104	14,003	1,033
平成21年	127,429	46,252	32,974	13,278	994
平成22年	127,302	45,359	32,385	12,974	976
平成23年	127,147	45,430	32,385	13,045	976
平成24年	128,622	45,234	32,137	13,097	964
平成25年	128,394	44,874	31,757	13,117	958

(注)

1. ごみ量については千の位で四捨五入しているため、家庭系ごみ総排出量と事業系ごみ総排出量の和が総収集ごみ量とならない。
2. 実態調査のごみ総排出量の考え方は、H16以前は「事業系ごみ量+生活系ごみ量（収集+直搬+自家処理）」であるが、ここでは全ての年度「事業系ごみ量+生活系ごみ量（収集+直搬+集団回収量）」で集計を統一している。

資料：「一般廃棄物処理実態調査」環境省

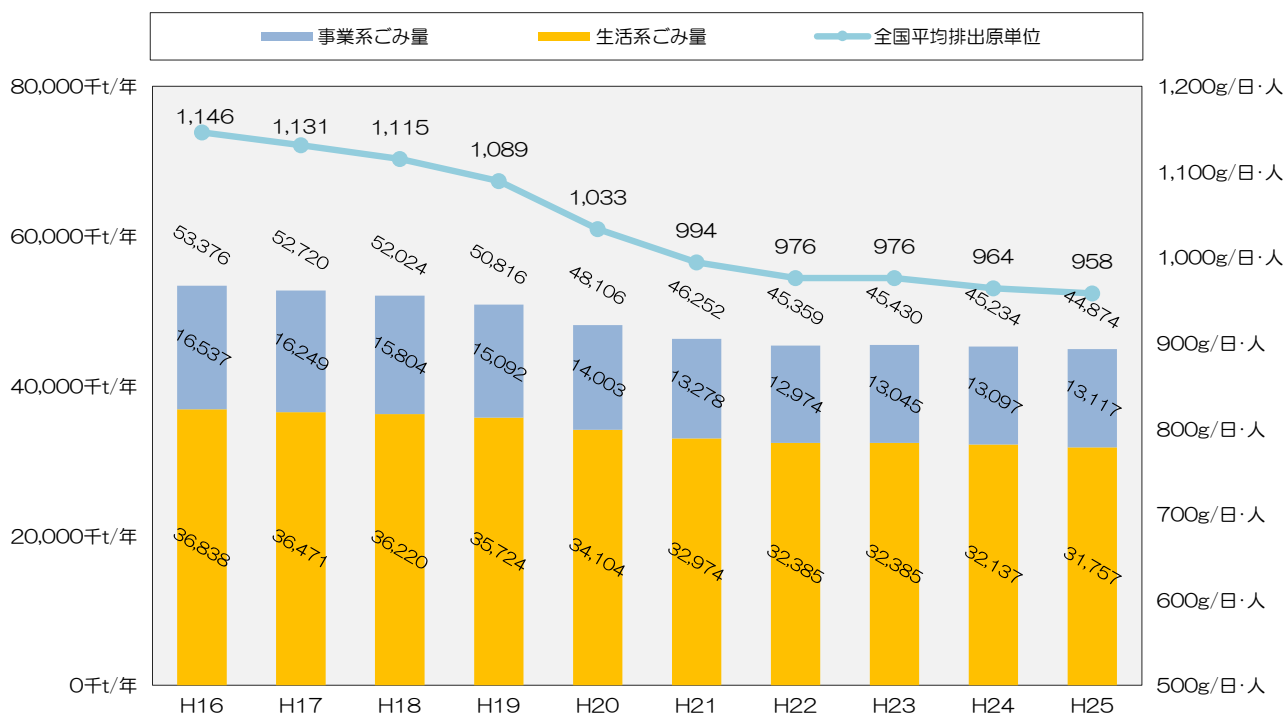


図3.2 全国のごみ総排出量及び1人1日当たりごみ排出量の推移

(2) し尿及び浄化槽汚泥処理状況

① 生活排水処理人口の推移

沖縄県の生活排水処理人口の推移は、平成 25 年度においては、公共下水道人口が 88.5 万人、合併処理浄化槽人口が 21.2 万人、単独処理浄化槽人口が 25.2 万人、非水洗化人口は 9.3 万人となっている。

表 3.3 沖縄県の生活排水処理人口の推移 (単位：人)

年 度	総人口	公共下水道人口	合併処理浄化槽人口	単独処理浄化槽人口	非水洗化人口
平成 16 年	1,375,037	731,774	149,298	376,210	117,755
平成 17 年	1,386,137	761,850	171,166	366,653	86,468
平成 18 年	1,391,490	783,914	171,390	356,659	77,081
平成 19 年	1,396,514	787,174	156,902	356,266	96,172
平成 20 年	1,399,376	803,261	192,777	311,127	92,211
平成 21 年	1,407,522	823,437	181,967	309,720	92,398
平成 22 年	1,415,596	844,434	183,679	298,580	88,903
平成 23 年	1,425,622	854,525	192,464	293,688	84,945
平成 24 年	1,436,911	858,104	198,899	296,033	83,875
平成 25 年	1,441,493	884,970	211,740	251,621	93,162

資料：「一般廃棄物処理実態調査」環境省

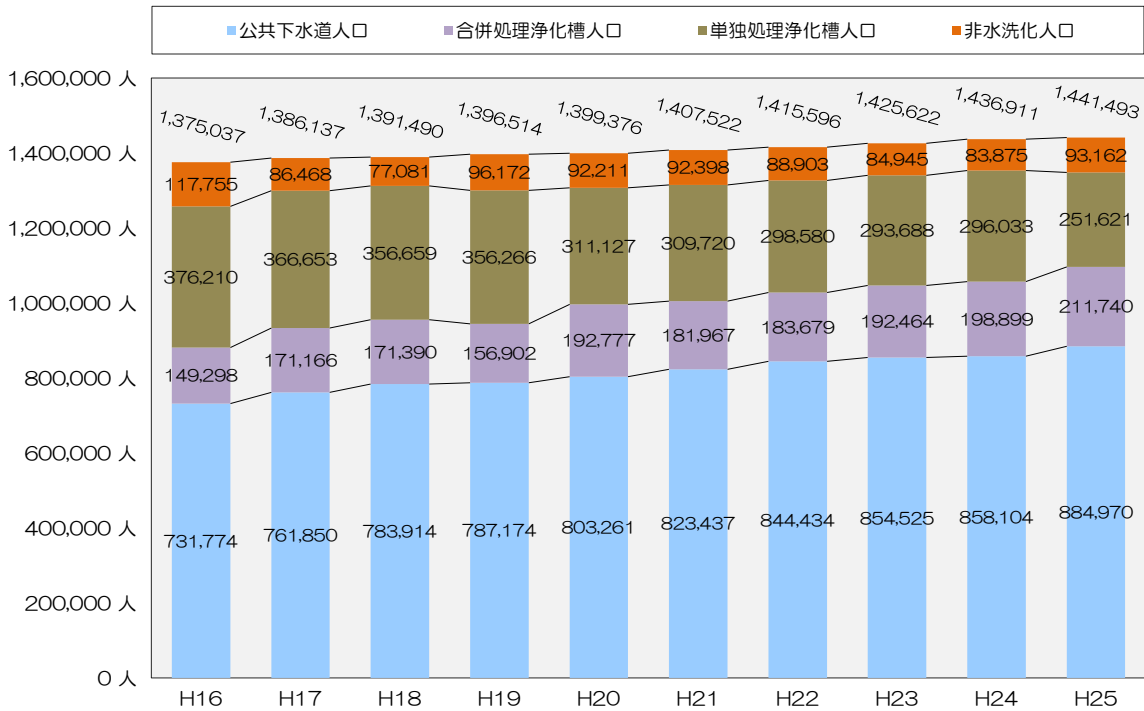


図 3.3 沖縄県の生活排水処理人口の推移

全国の生活排水処理人口の推移は、平成25年度においては、公共下水道人口が9,290万人、合併処理浄化槽人口が1,450万人、単独処理浄化槽人口が1,240万人、非水洗化人口は830万人となっている。

表 3.4 全国の生活排水処理人口の推移 (単位：百万人)

年 度	項 目	総人口	公共下水道人口	合併処理浄化槽人口	単独処理浄化槽人口	非水洗化人口
平成16年		127.6	80.1	13.2	19.2	15.2
平成17年		127.7	81.9	13.3	18.3	14.2
平成18年		127.8	83.7	13.6	17.2	13.2
平成19年		127.5	85.0	14.3	15.9	12.3
平成20年		127.5	86.4	14.3	15.4	11.5
平成21年		127.4	87.8	14.1	14.7	10.8
平成22年		127.3	88.9	14.4	13.9	10.1
平成23年		127.1	89.8	14.3	13.3	9.5
平成24年		128.6	92.0	14.3	13.1	9.0
平成25年		128.4	92.9	14.5	12.4	8.3

(注) 百万の単位で四捨五入しているため合計値とは合わない。

資料：「一般廃棄物処理実態調査」環境省

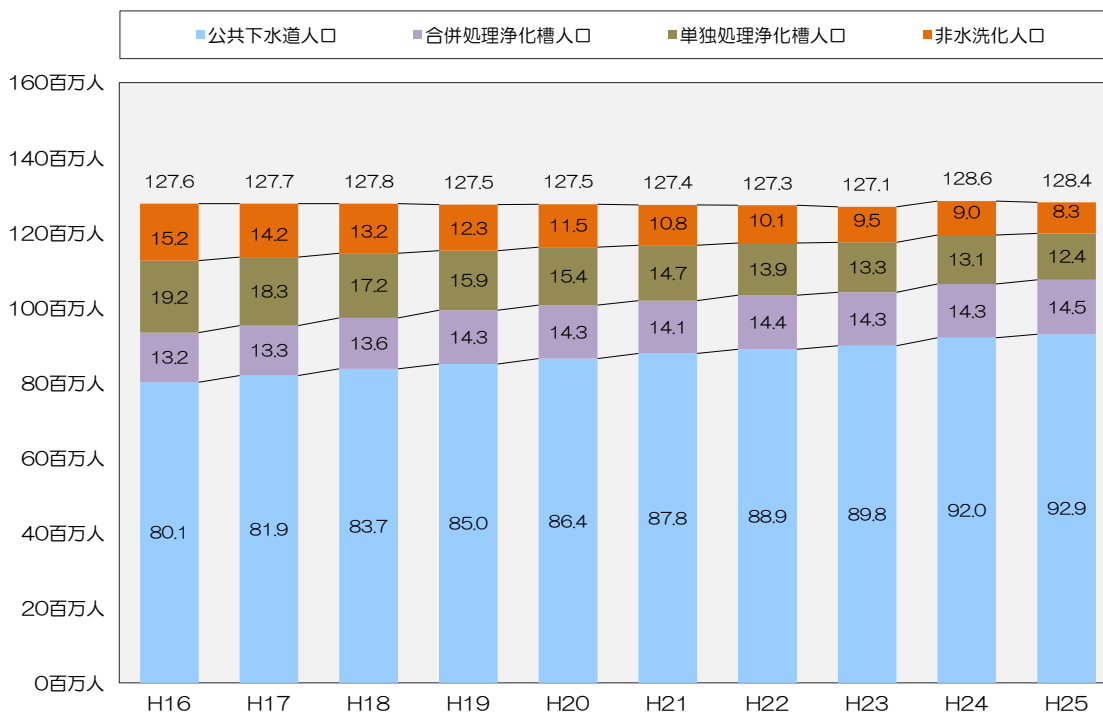


図 3.4 全国の生活排水処理人口の推移

② し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

沖縄県のし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移は、し尿は減少する傾向にあり、浄化槽汚泥は増加する傾向にある。

平成25年度においては、し尿処理量が28,083kL、浄化槽汚泥処理量が116,633kL、自家処理量が88kLとなっている。

表 3.5 沖縄県のし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移 (単位：kL/年)

年 度	し尿処理量	浄化槽汚泥処理量	自家処理量	合 計
平成 16 年	46,447	91,410	311	138,168
平成 17 年	41,605	93,157	24,105	158,867
平成 18 年	31,690	97,679	1,571	130,940
平成 19 年	31,706	95,758	2,161	129,625
平成 20 年	30,287	97,054	2,067	129,408
平成 21 年	28,675	99,685	33	128,393
平成 22 年	25,159	99,754	9	124,922
平成 23 年	32,037	105,191	97	137,325
平成 24 年	25,528	101,141	107	126,830
平成 25 年	28,083	116,633	88	144,804

資料：「一般廃棄物処理実態調査」環境省

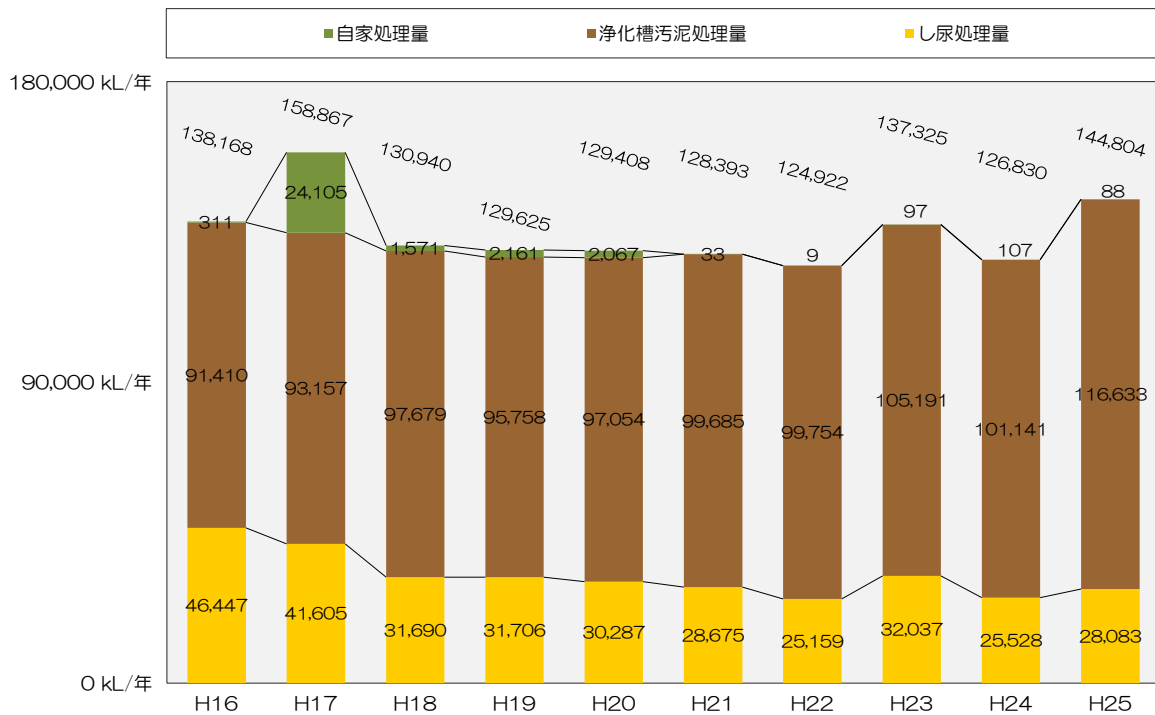


図 3.5 沖縄県のし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

全国のし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移は、し尿及び浄化槽汚泥ともに年々減少する傾向にある。

平成 25 年度においては、し尿処理量が 723 万 kL、浄化槽汚泥処理量が 1,463 万 kL、自家処理量が 7 万 6 千 kL となっている。

表 3.6 全国のし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移 (単位：千 kL/年)

年 度	し尿処理量	浄化槽汚泥処理量	自家処理量	合 計
平成 16 年	12,130	15,035	257	27,422
平成 17 年	11,262	15,102	197	26,561
平成 18 年	10,698	15,262	144	26,105
平成 19 年	9,887	14,959	129	24,974
平成 20 年	9,455	14,987	111	24,553
平成 21 年	8,855	14,917	102	23,874
平成 22 年	8,417	14,781	83	23,280
平成 23 年	7,984	14,744	99	22,827
平成 24 年	7,551	14,660	78	22,289
平成 25 年	7,228	14,631	76	21,935

(注) 千の単位で四捨五入しているため合計値とは合わない。

資料：「一般廃棄物処理実態調査」環境省

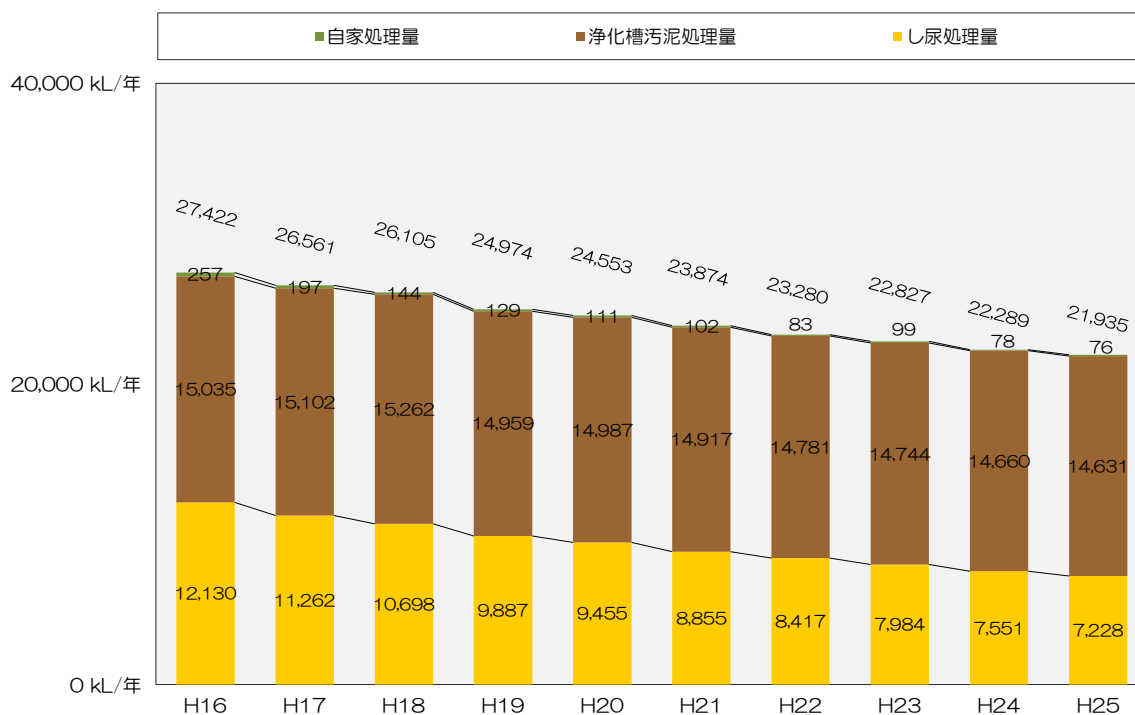


図 3.6 全国のし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

(3) 沖縄県内の一般廃棄物等処理施設整備状況

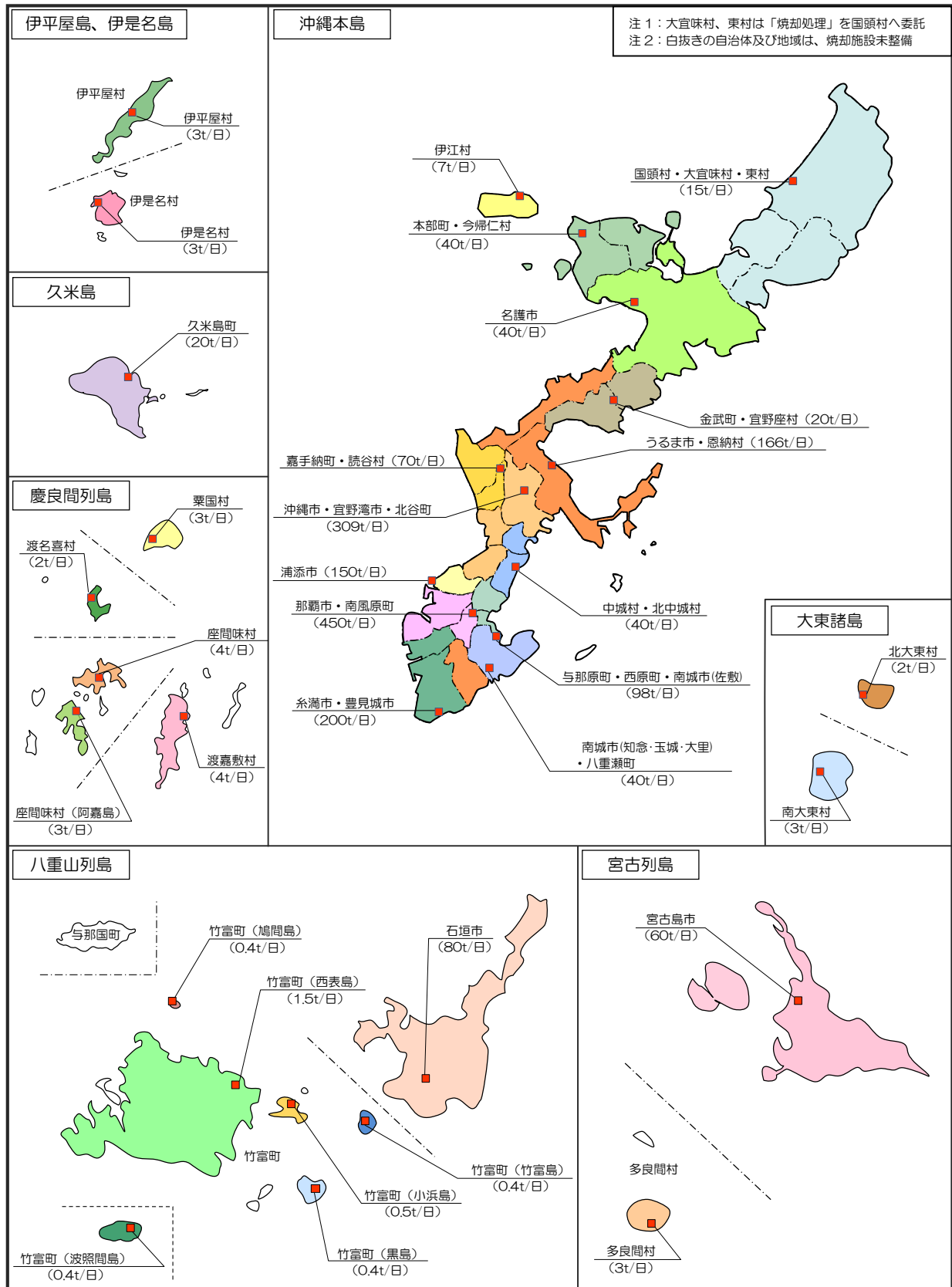
① ごみ焼却施設

沖縄県内のごみ焼却施設は以下のとおりとなっている。

表 3.7 沖縄県内のごみ焼却施設整備状況 (平成 26 年 3 月末現在)

	実施主体 施設名称	構成市町村 所在地	規模(t/日)	処理方式 炉の形態	着工年月	備考
					竣工年月	
本 島	1 名護市 名護市環境センター	名護市 名護市字宇茂佐 1710-3	40	機械化パッチ	S51.12	
	2 国頭村 国頭村環境センター	国頭村・大宜味村・東村 国頭村字辺土名山地名原 479-1 外 13	15	機械化パッチ	S57.9	
	3 本部町今帰仁村清掃施設組合 環境美化センター	本部町・今帰仁村 本部町字北里 182	40	機械化パッチ	H7.9	
	4 中部北環境施設組合 美島環境クリーンセンター	うるま市・恩納村 うるま市具志川字栄野比 1211-6	166	ガス化溶融	H14.2	
	5 金武地区消防清掃組合 金武地区清掃センター	金武町・宜野座村 宜野座村字漢那 2536-23	20	機械化パッチ	S59.2	
	6 比謝川行政事務組合 ごみ処理施設	嘉手納町・読谷村 嘉手納町字久得 242-1	70	准連続	S60.12	
	7 倉浜衛生施設組合 エコトピア池原	沖繩市・宜野湾市・北谷町 沖繩市字池原 3394	309	ガス化溶融	H19.3	
	8 中城村北中城村清掃事務組合 中城青葉苑	中城村・北中城村 中城村字伊舎堂池武当原 787 外	103	20t/24h×2基	H22.3	
	9 那覇市・南城市環境施設組合 那覇・南風原クリーンセンター	中城村 中城村字伊舎堂池武当原 787 外	40	全連続+灰溶融	H12.12	防衛施設 庁予算
	10 浦添市 浦添市クリーンセンター	那覇市・南風原町 南城市字新川 650	450	全連続+灰溶融	H14.8	
	11 東部清掃施設組合 清掃工場	浦添市 浦添市伊奈武瀬 1-8-1	150	20t/24h×3基	H18.3	
	12 島尻消防清掃組合 島尻環境美化センター	西原町・与那原町・南城市(佐敷) 与那原町字板良敷 1612	98	75t/24h×2基	S57.12	
	13 糸満市豊見城市清掃施設組合 糸豊環境美化センター	南城市(知念・玉城・大里)・八重瀬町 南城市玉城字奥武宇和城原 996	40	49t24h×2炉	S58.4	
離 島	14 伊江村 伊江村 E&C センター	糸満市・豊見城市 糸満市字東里 74-1	200	100t/24h×2炉	H7.12	
	15 久米島町 久米島クリーンセンター	伊江村 伊江村字東江上カダ原 2788 外	7	7t/8h×1炉	H14.10	防衛施設 庁予算
	16 渡嘉敷村 渡嘉敷クリーンセンター	久米島町 久米島町字阿嘉 297-133	20	10t/8h×2基	S63.10	
	17 座間味村 阿嘉島クリーンセンター	渡嘉敷村 渡嘉敷村字渡嘉敷 1845	4	4t/8h×1炉	H10.9	
	18 座間味村 座間味村クリーンセンター	座間味村(阿嘉島) 座間味村阿嘉島地内	3	3t/8h×1炉	H9.4	
	19 粟国村 粟国村ごみ処理施設	座間味村 座間味村字座間味牧治地内	4	4t/8h×1炉	H10.3	
	20 渡名喜村 渡名喜村ごみ焼却施設	粟国村 粟国村草戸原 2334	3	3t/8h×1炉	H14.11	
	21 南大東村 南大東村クリーンセンター	渡名喜村 渡名喜村高田地内	2	2t/8h×1炉	H15.8	
	22 北大東村 うぶあがりクリーンセンター	南大東村 南大東村字池之沢 1-1	3	3t/8h×1炉	H10.12	
	23 宮古島市 ごみ処理施設平良工場	北大東村 北大東村字南 211-1	2	2t/8h×1炉	H12.5	
	24 多良間村 クリーンセンターたらま	宮古島市 宮古島市平良字西仲宗根 565-1	60	30t/16h×2基	S51.9	
	25 石垣市 石垣市クリーンセンター	多良間村 多良間村字仲筋 1624-2	3	3t/8h×1炉	S52.7	
	26 伊平屋村 伊平屋村クリーンセンター	石垣市 石垣市字平得大俣 1273-439	80	40t/16h×2炉	H7.3	
	27 竹富町 波照間島ごみ焼却施設	伊平屋村 伊平屋村田名 3225	3	3t/8h×1炉	H16.1	
	28 竹富町 黒島ごみ焼却施設	竹富町 竹富町字波照間島 4969-1	0.4	0.4t/8h×1炉	H17.5	
	29 竹富町 竹富島ごみ焼却施設	竹富町 竹富町	0.4	0.4t/8h×1炉	H17.11	
	30 竹富町 小浜島ごみ焼却施設	竹富町 竹富町字竹富 878	0.4	0.4t/8h×1炉	H18.5	
	31 竹富町 鳩間島ごみ焼却施設	竹富町 竹富町	0.5	0.5t/8h×1炉	H18.9	
	32 竹富町 西表島ごみ焼却施設	竹富町 竹富町字鳩間地内	0.4	0.4t/8h×1炉	H19.3	
	33 伊是名村 伊是名村ごみ処理施設	竹富町 竹富町字鳩間地内	1.5	1.5t/8h×1炉	H18.9	
	伊是名村 伊是名村	3	3t/8h×1炉	H20.11		
	伊是名村 伊是名村字勢理客 3630	1.5	1.5t/8h×1炉	H21.12		
				H23.1		
				H22.7		
				H24.1		

資料：「廃棄物対策の概要（平成 26 年 12 月）」沖縄県環境整備課



資料：「廃棄物対策の概要（平成26年12月）」沖縄県環境整備課

図 3.7 沖縄県内のごみ焼却施設整備状況

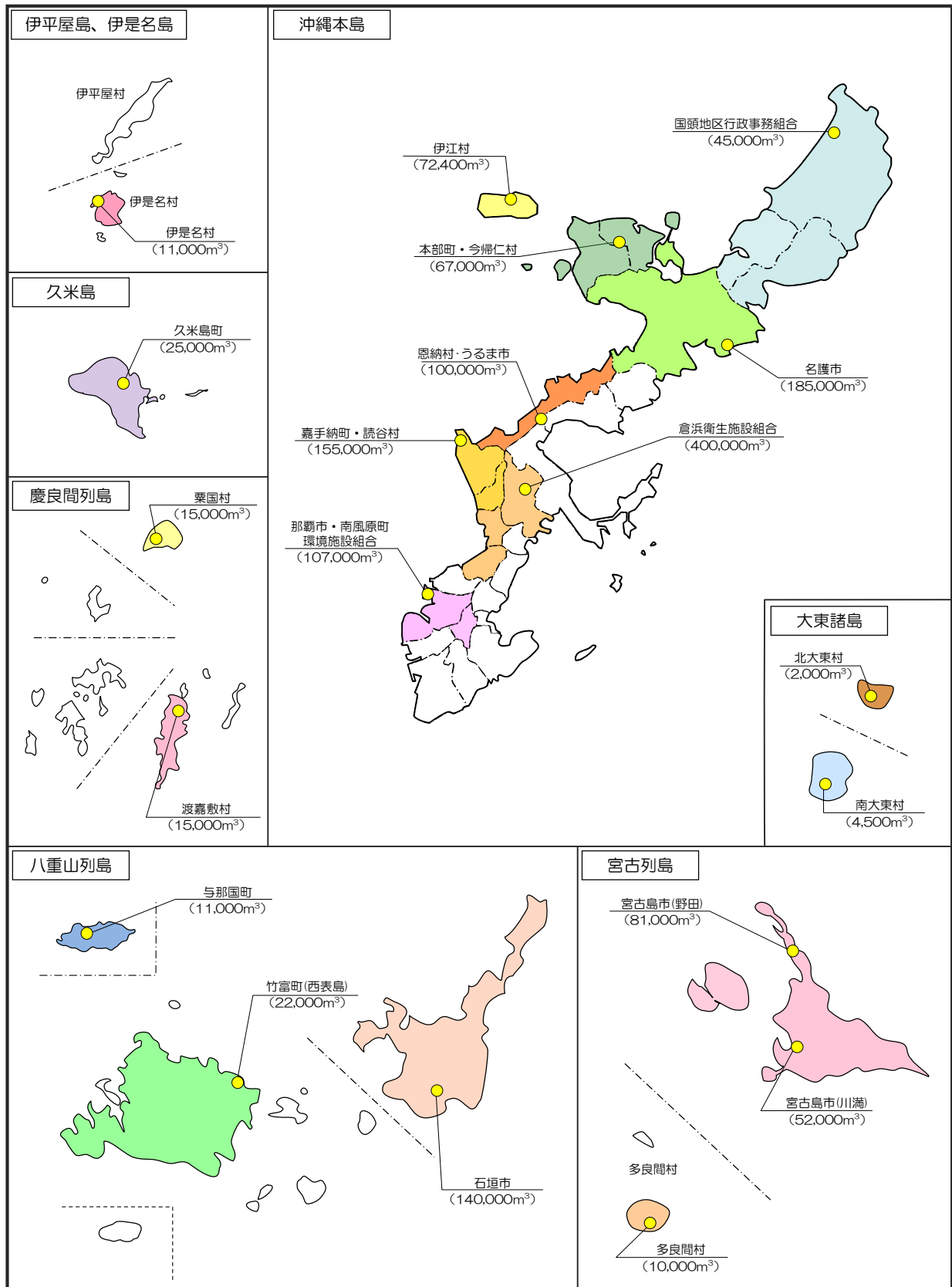
② 一般廃棄物最終処分場

沖縄県内の一般廃棄物最終処分場は以下のとおりとなっている。

表 3.8 沖縄県内の一般廃棄物最終処分場整備状況 (平成 26 年 3 月末現在)

	実施主体 施設名称	埋立場所	対象廃棄物	埋立 開始年	埋立地面積 (m ²)	全体容量 (m ³)
1	比謝川行政事務組合 一般廃棄物最終処分場	平地	焼却残渣 処理飛灰 直搬ごみ	H20	15,650	155,000
2	恩納村 恩納村一般廃棄物最終処分場	山間	焼却残渣 溶融飛灰 粗大ごみ 不燃ごみ	H3	12,300	100,000
3	伊江村 伊江村一般廃棄物最終処分場	平地	焼却残渣 直搬ごみ 不燃ごみ	H3	25,382	72,400
4	宮古島市 野田一般廃棄物最終処分場	平地	焼却残渣 飛灰 破碎ごみ 処理残渣 粗大ごみ	H6	10,600	81,000
5	宮古島市 川満一般廃棄物最終処分場	平地	焼却残渣 飛灰 破碎ごみ 処理残渣	H9	7,000	52,000
6	名護市 名護市一般廃棄物最終処分場	山間	焼却残渣 破碎ごみ 処理残渣 粗大ごみ 不燃ごみ	H7	20,000	185,000
7	倉浜衛生施設組合 一般廃棄物最終処分場	平地	焼却残渣 飛灰 破碎ごみ 処理残渣	H9	38,000	400,000
8	石垣市 石垣市一般廃棄物最終処分場	平地	焼却残渣 直搬ごみ 破碎ごみ 処理残渣 粗大ごみ 不燃ごみ	H11	15,200	140,000
9	粟国村 粟国村一般廃棄物処理施設	平地	焼却残渣 直搬ごみ 飛灰 破碎ごみ 処理残渣 粗大ごみ 不燃ごみ	H11	6,000	15,000
10	渡嘉敷村 渡嘉敷グリーンセンター	平地	焼却残渣 破碎ごみ	H14	3,000	15,000
11	多良間村 多良間村一般廃棄物最終処分場	平地	焼却残渣 飛灰 破碎ごみ 処理残渣	H14	3,000	10,000
12	久米島町 久米島町一般廃棄物最終処分場	山間	飛灰 破碎ごみ 処理残渣 粗大ごみ その他	H16	5,000	25,000
13	国頭地区行政事務組合 やんばる美化センター	山間	焼却残渣 直搬ごみ 飛灰 破碎ごみ 処理残渣	H18	7,200	45,000
14	竹富町 竹富町リサイクルセンター	山間	焼却残渣 可燃ごみ 破碎ごみ 処理残渣 粗大ごみ その他	H18	4,300	22,000
15	伊是名村 伊是名村環境美化センター	平地	可燃ごみ 粗大ごみ 不燃ごみ	H18	2,500	11,000
16	与那国町 与那国町リサイクルセンター	平地	焼却残渣 その他 飛灰 粗大ごみ 不燃ごみ	H19	3,000	11,000
17	那覇市・南城市環境施設組合 那覇工コアイランド	海面	飛灰 選別残渣 溶融不適物	H19	13,000	107,000
18	本部町今帰仁村清掃施設組合 一般廃棄物最終処分場	山間	焼却残渣 不燃ごみ 粗大ごみ その他	H21	8,800	67,000
19	北大東村 一般廃棄物最終処分場	平地	焼却残渣 不燃ごみ 粗大ごみ	H21	900	2,000
20	南大東村 南大東村エコセンター	平地	焼却残渣 不燃ごみ 粗大ごみ	H22	1,406	4,500

資料：「廃棄物対策の概要（平成 26 年 12 月）」沖縄県環境整備課



資料：「廃棄物対策の概要（平成 26 年 12 月）」沖縄県環境整備課

図 3.8 沖縄県内の一般廃棄物最終処分場整備状況

③ し尿処理施設

沖縄県内の市町村等において整備されているし尿処理施設は、以下のとおりとなっている。

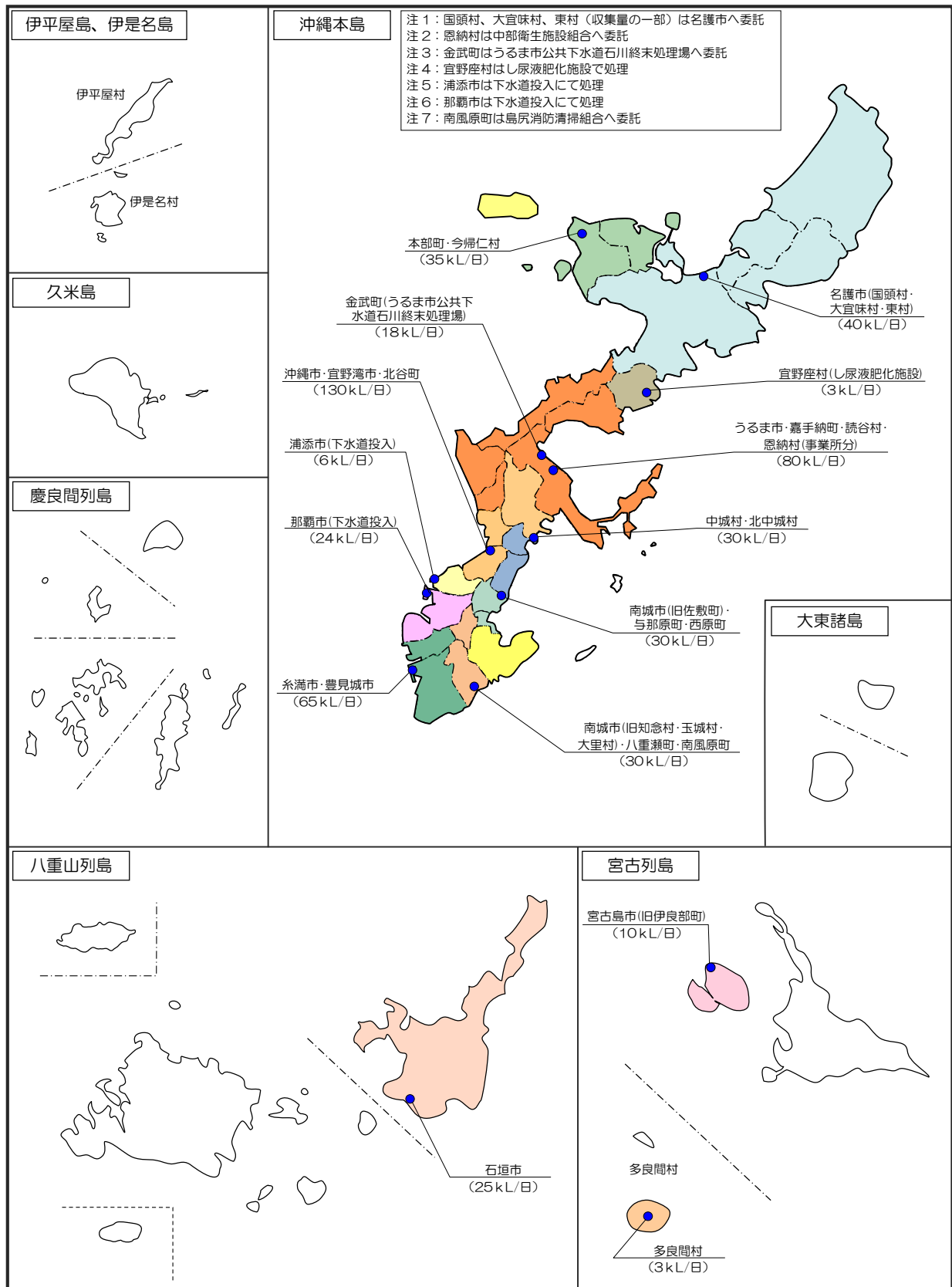
表 3.9 沖縄県内のし尿処理施設整備状況 (平成 26 年 3 月末現在)

実施主体	構成市町村	規模 (kL/日)	処理方式	着工年月	竣工年月
1 石垣市	石垣市	25	嫌 消	S46.6	S47.6
2 名護市	名護市・国頭村(委託)、 東村(委託)・大宜味村(委託)	40	二段活	S47.8	S48.3
3 東部清掃施設組合	南城市(旧佐敷)・与那原町・ 西原町	30	嫌 消	S48.8	S49.1
4 本部町今帰仁村 清掃施設組合	本部町・今帰仁村	35	//	S49.9	S50.6
5 倉浜衛生施設組合	沖縄市・宜野湾市・北谷町	130	//	S51.3	S52.2
6 中城村北中城村 清掃事務組合	中城村・北中城村	30	//	S52.2	S53.2
7 中部衛生施設組合	うるま市・嘉手納町・読谷村・ 恩納村(事業所分)	80	二段活 (低希釈)	S53.3	S55.6
8 糸満市豊見城市 清掃施設組合	糸満市・豊見城市	65	//	S55.12	S57.3
9 宮古島市 (旧伊良部)	宮古島市(旧伊良部町)	10	好気性 (低希釈)	S56.1	S58.3
10 多良間村	多良間村	3	二段活 (低希釈)	S57.11	S58.3
11 島尻消防、清掃組合	南城市(旧知念村・玉城村・大里 村)八重瀬町・南風原町(委託)	30	二段活 (低希釈)	S61.2	S62.9

(注) 処理方式の略称は次のとおり

嫌消：嫌気性消化処理 二段活：二段活性汚泥処理 好気性：好気性消化処理

資料：「廃棄物対策の概要(平成 26 年 12 月)」沖縄県環境整備課



資料：「廃棄物対策の概要（平成 26 年 12 月）」沖縄県環境整備課

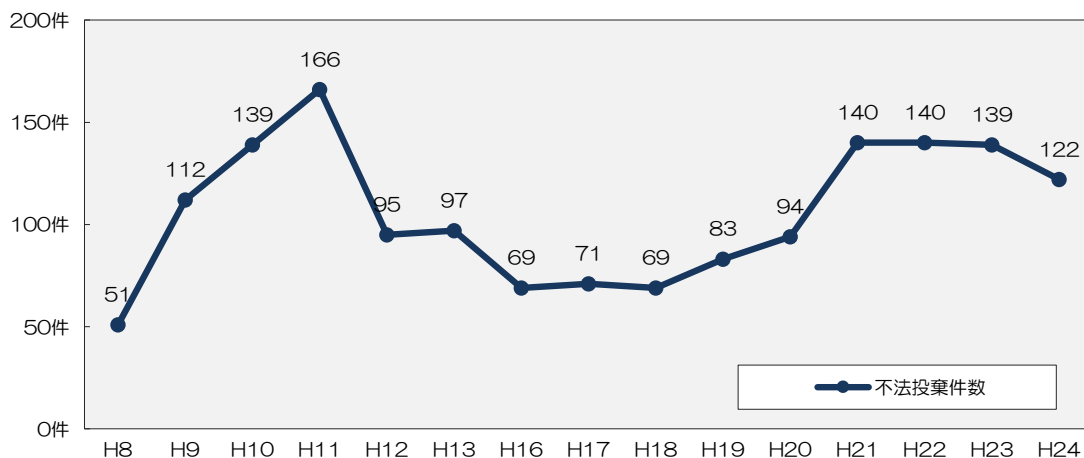
図 3.9 沖縄県内のし尿処理施設整備状況

4. 不法投棄の現状と取り組み

(1) 不法投棄の現状

① 沖縄県内における不法投棄

沖縄県では平成8年度から平成13年度までの「産業廃棄物不法投棄実態調査」の調査手法を基本とし、県内における産業廃棄物及び一般廃棄物の不法投棄件数について調査した結果、平成24年度に県が把握した不法投棄件数は122件となっている。

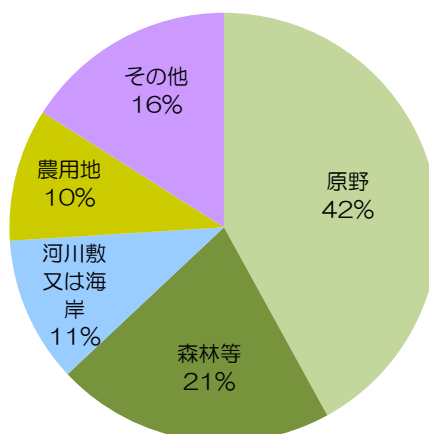


(注) H8～H13の不法投棄件数は「産業廃棄物不法投棄実態調査（沖縄県）」による件数である。

資料：「不法投棄実態調査報告書（平成24年度）」沖縄県環境整備課

図 4.1 沖縄県内における不法投棄件数の推移

また、沖縄県が平成24年度に把握した122件の不法投棄場所の内訳については、原野が42%、森林等が21%、河川敷又は海岸が11%、農用地が10%、その他が16%となっている。



資料：「不法投棄実態調査報告書（平成24年度）」沖縄県環境整備課

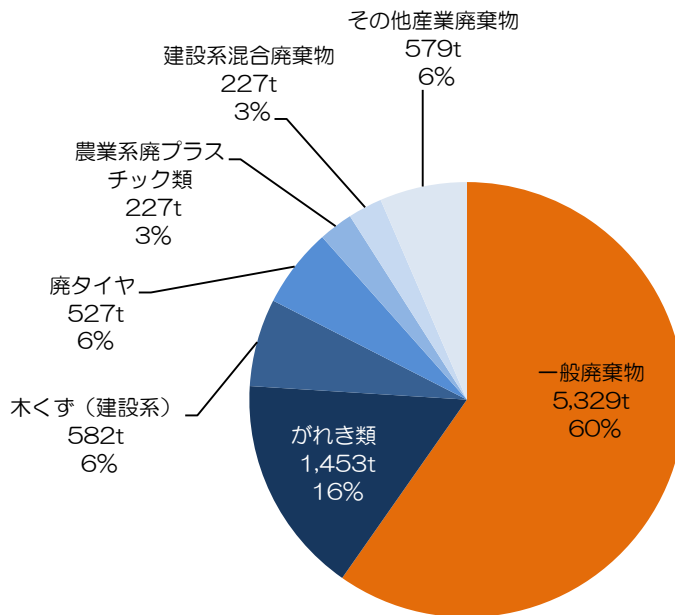
図 4.2 沖縄県内の不法投棄場所の内訳

沖縄県の平成 24 年度における不法投棄物の内訳（重量）は、一般廃棄物が 5,329 トン、産業廃棄物が 3,594 トンとなっており、一般廃棄物と産業廃棄物を合わせた不法投棄の総重量は 8,923 トンとなっている。

表 4.1 沖縄県内の不法投棄物の内訳

廃棄物の種類	重量（トン）	割合
一般廃棄物	5,329	60 %
産業廃棄物	3,594	40 %
がれき類	1,453	16 %
木くず（建設系）	582	6 %
廃タイヤ	527	6 %
農業系廃プラスチック類	227	3 %
建設系混合廃棄物	227	3 %
その他産業廃棄物	579	6 %
合 計	8,923	100 %

資料：「不法投棄実態調査報告書（平成 24 年度）」沖縄県環境整備課



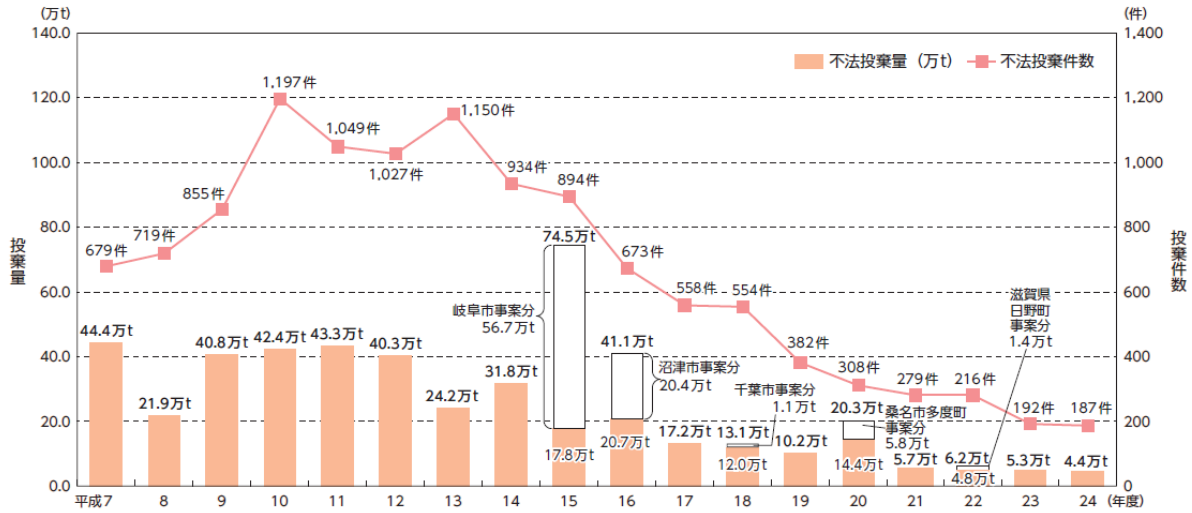
資料：「不法投棄実態調査報告書（平成 24 年度）」沖縄県環境整備課

図 4.3 沖縄県内の不法投棄物の内訳

② 全国における不法投棄及び不適正処理（産業廃棄物）

産業廃棄物の不法投棄の件数については、平成 10 年度までは年々増加する傾向を示し、平成 13 年度以降は減少する傾向が見られる。

また、投棄量については、平成 7 年度から平成 14 年度にかけては約 20～40 万トンで推移しているが、平成 21 年度以降は約 4～6 万トンで推移している。



注1：不法投棄件数及び不法投棄量は、都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄のうち、1件当たりの投棄量が10トン以上の事案（ただし特別管理産業廃棄物を含む事案はすべて）を集計対象とした。

注2：上記棒グラフ白抜き部分について、岐阜市事業は平成15年度に、沼津市事業は平成16年度に判明したが、不法投棄はそれ以前より数年にわたって行われた結果、当該年度に大規模な事案として判明した。
上記棒グラフ白抜き部分の平成18年度千葉県事業については、平成10年度に判明していたが、当該年度に報告されたもの。
上記棒グラフ白抜き部分の平成20年度愛知県事業については、平成18年度に判明していたが、当該年度に報告されたもの。
上記棒グラフ白抜き部分の平成22年度滋賀県日野町事業については、平成21年度に判明していたが、当該年度に報告されたもの。

注3：硫酸ピッチ事案については本調査の対象からは除外し、別途とりまとめている。

注4：フェロシルト事案については本調査の対象からは除外している。
なお、フェロシルトは埋戻用資材として平成13年8月から約72万トンが販売・使用されたが、その後、これらのフェロシルトに製造・販売業者が有害な廃液を混入させていたことがわかり、産業廃棄物の不法投棄事案であったことが判明した。不法投棄は1府3県の45カ所において確認され、そのうち44カ所で撤去が完了している（平成25年11月19日時点）。

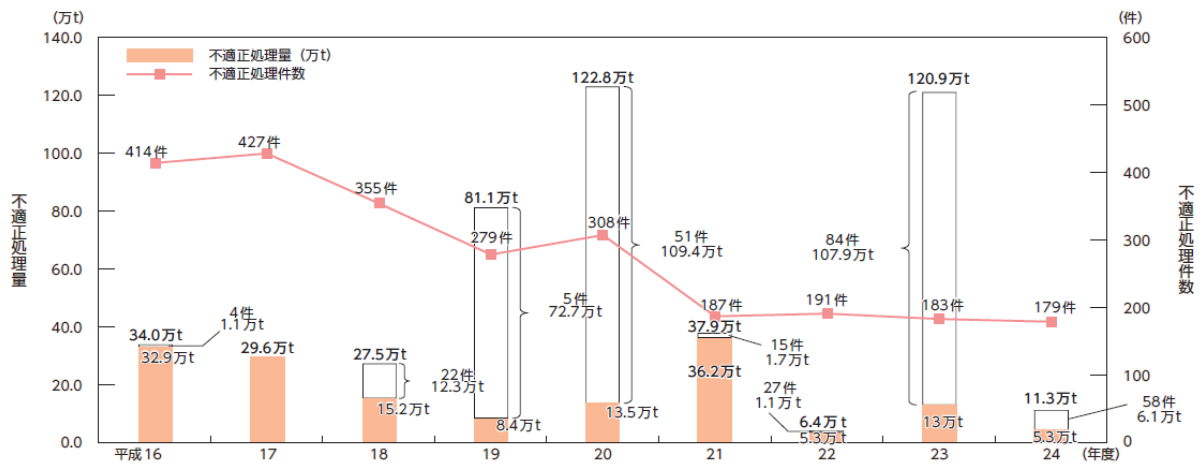
※量については、四捨五入で計算して表記していることから合計値が合わない場合がある。

資料：「環境白書／循環型社会白書／生物多様性白書（平成 26 年版）」環境省

図 4.4 全国の不法投棄件数及び投棄量の推移（産業廃棄物）

産業廃棄物の不適正処理については、平成24年度において179件、重量にして11.3万トンとなっている。

(不適正処理の開始年度が不明なものを含む。)



注1：不適正処理件数及び不適正処理量は、都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不適正処理事案のうち、1件当たりの不適正処理量が10トン以上の事案（ただし特別管理産業廃棄物を含む事案はすべて）を集計対象とした。

2：上記棒グラフ白抜き部分は、報告された年度より前から不適正処理が行われていたもの。なお、平成23年度以降は不適正処理の開始年度が不明なものを含む。

3：平成19年度に報告されたものには、大規模な事案である滋賀県栗東市事案71.4万トンを含む。

平成20年度に報告されたものには、大規模な事案である奈良県宇陀市事案85.7万トン等を含む。

平成21年度に報告されたものには、大規模な事案である福島県川俣町事案23.4万トン等を含む。

平成23年度に報告されたものには、大規模な事案である愛知県豊田市事案30.0万トン、愛媛県松山市事案36.3万トン、沖縄県沖縄市事案38.3万トン等を含む。

4：硫酸ピッチ事案については本調査の対象からは除外し、別途取りまとめている。

5：フェロシルト事案については本調査の対象からは除外している。

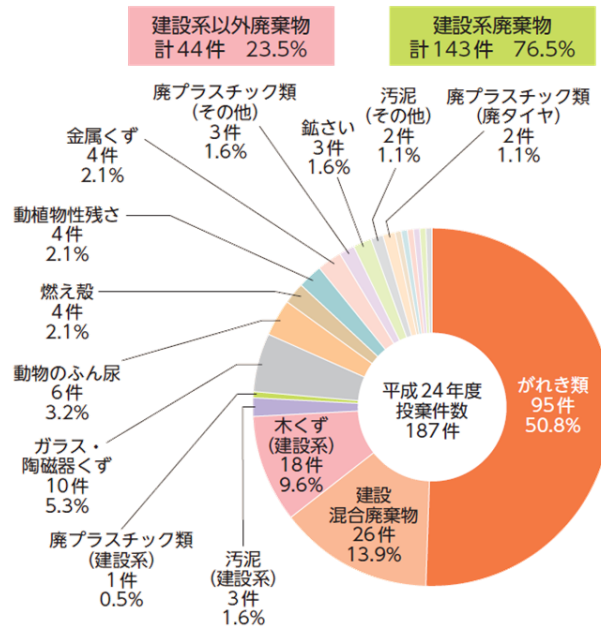
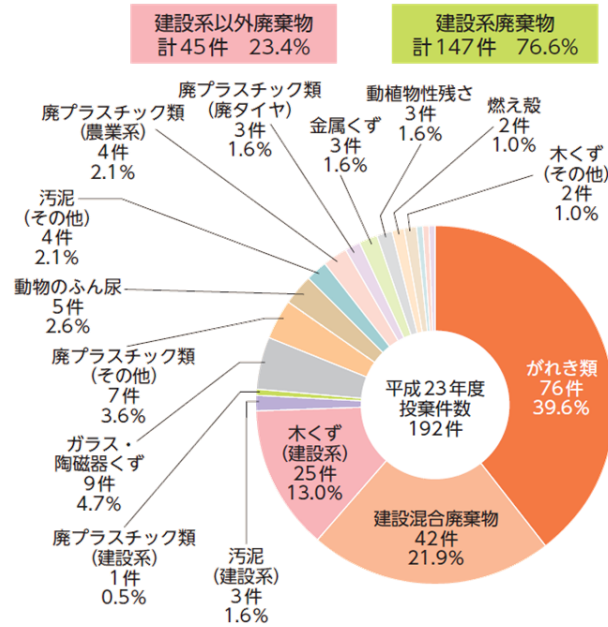
なお、フェロシルトは埋戻用資材として平成13年8月から約72万トンが販売・使用されたが、その後、これらのフェロシルトに製造・販売業者が有害な廃液を混入させていたことがわかり、産業廃棄物の不法投棄事案であったことが判明した。不法投棄は1府3県の45か所において確認され、そのうち44か所で撤去が完了している（平成25年11月19日時点）。

※量については、四捨五入で計算して表記していることから合計値が合わない場合がある。

資料：「環境白書／循環型社会白書／生物多様性白書（平成26年版）」環境省

図 4.5 全国の不適正処理件数及び不適正処理量の推移（産業廃棄物）

全国の不法投棄された産業廃棄物の種類を平成 23 年度及び平成 24 年度について見ると、最も不法投棄の多いがれき類が平成 24 年度は 50.8%となっており、平成 23 年度の 39.6%から増加している。その他、建設混合廃棄物は平成 24 年度には 13.9%、木くず（建設系）は 9.6%となっている。



※割合については、四捨五入で計算して表記していることから合計値が合わない場合がある。

資料：「環境白書／循環型社会白書／生物多様性白書（平成 26 年版）」環境省

図 4.6 全国の不法投棄された産業廃棄物の種類（平成 23～24 年度）

(2) 不法投棄防止への取り組み

① 法制度の整備

国においては、不法投棄問題が年々深刻化、悪質化、巧妙化していくことに対応し、廃棄物処理法の改正を行っている。

以下に不法投棄に係る廃棄物処理法の規制強化の変遷を示す。

表 4.2 不法投棄等の行為者や排出業者等に対する規制強化の変遷

	昭和45年 制定時	昭和51年改正	平成3年改正	平成9年改正	平成12年改正	平成15年改正	平成16年改正	
不法投棄等	不法投棄の 禁止	5万円以下の 罰金	3月以下の懲役又は 20万円以下の罰金 (有害な産業廃棄 物は6月以下の懲 役又は30万円以下 の罰金)	6月以下の懲役又は 50万円以下の罰金 (特別管理廃棄物 は1年以下の懲役 又は100万円以下 の罰金)	(産業廃棄物) 3月以下の懲役若し くは1,000万円以 下の罰金又は併科 (法人に対しては1 億円以下の罰金) (一般廃棄物) 1年以下の懲役若し くは300万円以下 の罰金	5年以下の懲役若し くは1,000万円以 下の罰金又は併科 (産業廃棄物・法人 に対しては1億円 以下の罰金)	5年以下の懲役若し くは1,000万円以 下の罰金又は併科 (産業廃棄物・法人 に対しては1億円 以下の罰金)	準備罪の創設 3年以下の懲役若し くは300万円以下 の罰金又は併科
	不法焼却の 禁止					(直罰化) 3年以下の懲役若し くは300万円以下 の罰金又は併科	未遂罪の創設 (罰則は既遂と同 じ)	5年以下の懲役若し くは1,000万円以 下の罰金又は併科 (法人に対しては1 億円以下の罰金) 準備罪の創設 3年以下の懲役若し くは300万円以下 の罰金又は併科
指定有害廃棄物の 処理の禁止								5年以下の懲役若し くは1,000万円以 下の罰金又は併科
委託違反		産業廃棄物委託基 準の創設(認可業者 等への委託)	委託基準の強化 (書面による契約 等を追加)	(契約書に処理料 金等を追加)	(契約書に最終処 分地等を追加)	一般廃棄物委託基 準の創設		
受託違反		6月以下の懲役又は 30万円以下の罰金	1年以下の懲役又は 100万円以下の罰 金	1年以下の懲役又は 300万円以下の罰 金	5年以下の懲役若し くは1,000万円以 下の罰金又は併科			
排出事業者責任の 強化			マニフェスト制度 の創設(特別管理産 業廃棄物に限定)	マニフェスト制度 を全ての産業廃棄 物に拡大 ・電子マニフェスト 制度の導入 ・虚偽マニフェスト 交付を直罰化(30 万円以下の罰金)	最終処分まで確認 することを義務化 (注意義務) ・マニフェスト不交 付を直罰化(50万 円以下の罰金)	廃棄物である疑い のあるものについ ての都道府県等の 調査権限拡充、未遂 罪の創設により不 法投棄等の罰則強 化、緊急時における 国の調査権限の拡 充	廃棄物の収集運搬 における目的罪の 創設と環境大臣の 指示権限の創設	
廃棄物処理業に係 る欠格要件等		欠格要件の創設 (廃棄物処理法違 反により罰金以上 の刑に処され2年 を経過しない者、許 可を取り消され2 年を経過しない者 等)	要件の追加 (禁固以上の刑に 処せられ5年を経 過しない者、廃棄物 処理法・環境保守法 令の違反又は刑法 等の積みにより罰 金以上の刑に処せ られ5年を経過し ない者、役員・使用 人等が欠格要件に 該当する法人等)	要件の追加 (暴対法違反によ り罰金以上の刑に 処せられ5年を経 過しない者、許可取 消法人の役員又は 実質的に法人に対 し支配力を有する 者(黒幕規定))	要件の追加 [産業廃棄物のみ] (暴力団でなくな ってから5年を経 過しない者、暴力団 等がその事業活動 を支配する法人)	要件の追加 (聴聞通知後に廃 業した者) 特に悪質な業差の 許可取消を義務化		
支障除去等の措置 命令		措置命令の創設 (対象者:処分者及 び委託基準に違反 した排出事業者)	発行要件の拡大 (「重大な」を削除)	対象者の追加 (マニフェスト不 交付及び虚偽マニ フェスト交付した 者等)	対象者の追加 (注意義務違反や 適正な対価を負担 していない排出業 者、不適正処分に関 与した者等)	対象者の追加 (一般廃棄物委託 基準の違反者)		
その他		1年以下の懲役又は 50万円以下の罰金	3年以下の懲役又は 300万円以下の罰 金又は併科	3年以下の懲役又は 1,000万円以下の 罰金又は併科	5年以下の懲役又は 1,000万円以下の 罰金又は併科			

資料：「循環型社会白書(平成16年版)」環境省

② 全国における代表的な取組

国においては、平成 19 年度から不法投棄等を発生させない環境づくりをさらに強化していくための取組として、5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）までを「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、国、都道府県及び市民等が連携して、監視活動や啓発活動を一齐に実施している。

以下に全国一斉の陸海空パトロールの代表事例を示す。

表 4.3 全国一斉の陸空海パトロール代表事例

地域	陸/空/海	事業名	実施エリア	実施期日等	実施主体等	内容
東北	陸	不法投棄監視パトロール	各県・市	5～6月	各県・市、東北地方環境事務所	各県及び市等で実施する監視パトロール活動と合同で啓発、監視活動を強化する。
	空	合同スカイパトロール	宮城県	6月3日	宮城県、県警、海上保安部、東北地方環境事務所	宮城県、県警本部、海上保安部等と連携し、ヘリコプターによる上空からの不法投棄監視パトロールを実施する。
関東	陸/海/空	不法投棄防止統一パトロール	富士山麓を中心とする静岡県内全域	5月30日	富士山麓不法投棄防止ネットワーク推進会議（静岡県、関係市町、関東地方環境事務所等の国関係機関、民間団体により構成）等	富士山麓不法投棄防止ネットワーク推進会議、産業廃棄物不法投棄監視員及び住民監視組織等が不法投棄の発見及び防止等のため、富士山麓を中心とするパトロールを県内全域で実施する。
中部	空	不法投棄監視スカイパトロール	三重県内	6月	三重県、中部地方環境事務所	三重県と連携し、ヘリコプターによる上空からの不法投棄監視パトロールを実施する。
近畿	空	スカイパトロール	奈良県内	5～6月	奈良県、近畿地方環境事務所	奈良県と連携し、ヘリコプターによる上空からの不法投棄監視パトロールを実施する。
中国	海	岡山県海域不法投棄監視シーパトロール	岡山県内	6月4日	岡山県、玉野海上保安部、中国四国地方環境事務所	岡山県及び海洋環境保全に関係する行政機関と連携し、海上保安部の船舶を活用して、海上や離高等での不法投棄等や漂流漂着ごみの監視パトロールを実施する。
	空	スカイパトロール	岡山市内	5月30日	岡山市、中国四国地方環境事務所	岡山県との連携のもと、ヘリコプターによる上空からの不法投棄監視パトロールを実施する。
四国	陸	不法投棄監視パトロール事業	高松市内	5月30日～6月5日	高松市、中国四国地方環境事務所（高松事務所）等	関係機関等の協力を得て、地元パトロール隊とともに不法投棄防止に関する啓発及び不適正行為の防止のためのパトロールを実施する。
	海	海岸線及び島嶼部監視パトロール事業	高松市内	6月5日	高松市、中国四国地方環境事務所（高松事務所）等	海上保安部の協力を得て、不法投棄の未然防止及び早期発見のための海上パトロールを実施する。
	空	空中監視パトロール事業	高松市内	6月	高松市、中国四国地方環境事務所（高松事務所）等	県警航空隊等の協力を得て、ヘリコプターによる上空からの不法投棄監視パトロールを実施する。
九州	陸/空	監視パトロール	沖縄県内	5～6月	沖縄県、九州地方環境事務所（那覇自然環境事務所）	沖縄県と連携し、陸空のパトロール等の監視活動を実施する。

資料：「平成 26 年度全国ごみ不法投棄監視ウィーク等における取組について」環境省

③ 沖縄県における取組

平成 26 年度の「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」の取り組みにおいて、ウィークの期間内を中心に、都道府県、国の関係機関及び市民等が連携した監視活動や清掃活動、全国一斉の陸海空パトロール等の事業が行われることとなっており、沖縄県においても以下のような取り組みが実施、または実施予定となっている。

表 4.4 沖縄県における取り組み予定（平成 26 年度）

市町村	実施主体	事業名	実施期日等	事業概要
伊是名村	伊是名村	環境美化活動	年5回(4・6・7・9・12月)	村内の一斉清掃(草刈、ゴミ拾い)を実施する。
	伊是名村環境プロジェクト(村、教育委員会、商工会、農協、漁協、NPO)	環境美化活動	4月26日	環境協力税導入を記念して、毎年4月25日を伊是名村環境の日と定め、この日を含む1週間を環境ウィークとし、村民の環境美化に対する意識高揚を図るとともに観光産業の発展に資する目的で、期間中に環境美化活動を実施する(海岸清掃、花植え、ビーチ草刈作業)。
伊江村	E&Cセンター	E&Cセンター見学会	通年	E&Cセンター見学(小学4年生対象)を実施する。
	伊江村	チューパンジャまつり	2月	村の産業・福祉関連事業の広報及びパネル展示、活動を行う。
	伊江村漁協協同組合	クリーン作戦	ハーリー前	ハーリー会場浜辺周辺の海岸清掃を実施する。
	伊江村青年会	530 クリーン作戦	5月30日	伊江村全体のゴミ拾い・草刈などを実施する。
	伊江村青年会	青年会ビーチ清掃	6月	伊江ビーチのゴミ拾いや海岸清掃を実施する。
	伊江村役場総務課	伊江村広報誌イーハツチャー	毎月1回	広報(イーハツチャー)による普及・啓発活動を実施する。
	伊江村老人クラブ	老人社会奉仕作業	9月老人の日	ゴミ拾い・草刈などを実施する。
	タマレンタ企画	いちやりば伊江島民間体験泊協会	8月、12月	ビーチのゴミ拾いや海岸清掃を実施する。
伊江村役場建設課	沖縄県海岸漂着物地域対策推進事業	6月~8月	台風通過後や、漂着物等が多量に流れ着いた際の清掃を実施する。	
大宜味村	大宜味村	不法投棄パトロール	月5~6回程度	職員による不法投棄パトロールを実施する。
東村	東村役場建設環境課	広報活動	6月、通年	ホームページ等による不法投棄未然防止及びポイ捨て禁止の普及啓発活動。 職員及び清掃員による不法投棄監視パトロール等。
今帰仁村	今帰仁村	不法投棄監視パトロール	通年	監視員による不法投棄パトロール活動。ごみの回収や看板設置による不法投棄防止を行う。
	今帰仁村	海岸漂着物対策事業	2月、3月	漂着物やゴミ拾いの海岸清掃を実施する。
本部町	本部町	不法投棄監視パトロール	通年	不法投棄監視パトロールやごみの回収、注意看板の設置等の不法投棄防止活動を行う。
	本部町	一斉清掃	6月1日	町内の一斉清掃を実施する。
名護市	名護市	広告活動	通年	ホームページ・看板設置・広報誌等による不法投棄防止の啓発活動 職員による市内パトロールでの不法投棄監視活動を実施する。
宜野座村	宜野座村	朝作業	5月25日	村内各自治体、各種団体による草刈り、ごみ拾いを実施する。
	宜野座村	不法投棄パトロール	通年	宜野座村環境監視員による監視パトロールを実施する。
	宜野座村	広報・チラシの配布	5月30日~6月5日	村広報、チラシの配布による啓発を行う。
金武町	金武町	海浜清掃	7月13日	ごみ拾いを実施する。
	金武町	海浜清掃	7月20日	ごみ拾いを実施する。
	金武町	春の各班清掃	5月25日	ごみ拾い、草刈り清掃を実施する。
	金武町	秋の各班清掃	10月26日	ごみ拾い、草刈り清掃を実施する。
	金武町	不法投棄監視パトロール	通年	不法投棄監視パトロールやごみ回収、注意看板の設置等を行う(委託職員で実施)。
恩納村	恩納村	環境美化活動	9月24日~10月31日	村内各自治会による草刈及びごみ拾い活動等を実施する。
	恩納村	環境美化活動	6月1日~6月30日	村内各自治会による草刈及びごみ拾い活動等を実施する。
	恩納村	不法投棄監視パトロール	通年	職員による不法投棄パトロールを実施する。
うるま市	うるま市	環境衛生週間・3R 推進月間パネル展	10月	ごみ処理、分別、不法投棄に関するパネル展示及びパンフ配布。 リサイクル成形品及びごみ溶融施設資源化品の展示。 各種団体のボランティア活動写真の展示。
	うるま市	環境衛生週間・3R 推進月間	10月	環境衛生週間・3R 推進月間に広報及びHPにて環境に対する感心を喚起する。
	うるま市	不法投棄監視パトロール	通年	クリーン指導員等による不法投棄場所の監視パトロールを実施する。
	うるま市各自治会	環境美化活動	6月1日~8月31日	市内各自治会による草刈及びごみ拾い活動等を実施する。
	うるま市各自治会	環境美化活動	12月	市内各自治会による草刈及びごみ拾い活動等を実施する。

市町村	実施主体	事業名	実施期日等	事業概要
読谷村	天願川デー実行委員会	天願川デー	4月	川の清掃を通して河川に対する市民の意識を高めるとともに、環境問題を考える機会とする。
	読谷村	ちゆら浜クリーンアップ作戦 in 読谷	6月	読谷村内海岸全域のごみ拾い・清掃を実施する。
沖縄市	沖縄市	クリーンデー in 沖縄市	11月9日	各自治会を主体に市内全域の道路、公園等の清掃活動を実施する。
	沖縄市	不法投棄パトロール	通年	監視員による、不法投棄場所の監視パトロールを実施する。
北谷町	北谷町	不法投棄防止パトロール	通年	不法投棄防止のため、町内全域において早朝・夜間パトロールを実施する。
	北谷町	工場見学会	5月2日	拓南製鉄株式会社工場見学会（北谷町クリーン指導員）を開催する。
北中城村	北中城村	春の一斉清掃	5月	ゴミ拾い、草刈りを実施する。
	北中城村	秋の一斉清掃	9月	ゴミ拾い、草刈りを実施する。
	北中城村	美ら島清掃週間	12月	ゴミ拾い、草刈りを実施する。
	北中城村	不法投棄監視パトロール	通年実施	村職員によるパトロールを実施する。
中城村	中城村	秋の一斉清掃	10月19日	ゴミ拾い、草刈りを実施する。
	中城村	春の一斉清掃	5月18日	ゴミ拾い、草刈りを実施する。
	中城村	不法投棄監視パトロール	通年	村職員によるパトロールを実施する。
浦添市	浦添市	2014 クリーンデー IN うらそえ清掃	5月18日	市内の道路、公園等の清掃を実施する。
那覇市	那覇市	自治会清掃	通年(主に6月、9月、12月)	各自治会月1回程度実施、那覇市クリーン推進課が収集する。
	那覇市	廃棄物対策課、クリーン推進課	通年	市民からの通報、陳情に基づき、廃棄物対策課及びクリーン推進課によるパトロール・調査の実施や不法投棄防止看板の設置。
那覇市・南風原町	那覇市・南風原町	不法投棄監視及び公害防止パトロール	毎月	一般廃棄物処理施設周辺のパトロールを実施する。
南風原町	南風原町	ちゆら島環境美化町内一斉清掃	12月	草刈り、ごみ拾い、町内にある不法投棄物の撤去作業を実施する。
	南風原町	道路ふれあい清掃	8月	町道を中心に草刈りやごみ拾いを行う。町内にある不法投棄物の撤去作業を実施する。
与那原町	与那原町	不法投棄等監視パトロール委託業務	7月1日～3月31日	不法投棄・散乱ごみ等監視パトロールを警備会社に委託して行う。
豊見城市	豊見城市	漫湖チュラカーギ	6月21日	清掃活動を実施する。
	豊見城市	国場川水あしび	11月末	清掃活動を実施する。
糸満市	糸満市	海岸クリーン作戦	通年	米須・大度・喜屋武海岸一円のごみ拾いや海岸清掃を実施する。
	糸満市	環境美化運動	通年	チラシや広報誌等により不法投棄未然防止やポイ捨て禁止の普及・啓発を実施する。
	糸満市	市民ボランティア清掃	毎月第2土曜日	市主催で、自治会や企業団体へ呼びかけて清掃を実施する。
	糸満市	不法投棄監視パトロール	通年	監視員による不法投棄監視パトロールを実施する。
南城市	南城市	不法投棄監視パトロール	随時	不法投棄パトロール隊・クリーン指導員・市職員・委託業者による不法投棄監視パトロールを実施する。
八重瀬町	八重瀬町	不法投棄・散乱ごみ監視等パトロール	5月～6月	町内の不法投棄・散乱ごみ多発地域を中心にパトロールを実施。ごみの回収や看板設置による不法投棄防止等を行う。
渡名喜村	渡名喜村	不法投棄パトロール	4月～5月	職員による不法投棄パトロールを実施する。
宮古島市	宮古島市	不法投棄監視パトロール	通年	クリーン指導員・不法投棄監視員による不法投棄監視パトロールを実施する。不法投棄禁止の看板設置・啓発活動を行う。
	宮古島市	宮古島市美化清掃の日	5月、10月の第4日曜日	協議会一市民による不法投棄物の撤去清掃活動を実施する。
多良間村	多良間村	不法投棄監視パトロール	6月1日	関係機関による不法投棄監視パトロールを実施する。
石垣市	石垣市	環境に関する意識啓発事業	年5回	不法投棄現場やボランティア清掃活動等、環境に関する広報誌を年に5回発行し、市民の意識啓発に取り組む。
竹富町	竹富町	春の清掃	4月～5月	町民による清掃、不法投棄点検を行う。
	竹富町	不法投棄パトロール	通年	職員による不法投棄パトロールを実施する。
与那国町	与那国町	環境美化活動	9月24日～10月1日	集落周辺の美化活動（草刈等）を実施する。
南大東村	南大東村	不法投棄撲滅活動	通年	不法投棄現場（重点地）のパトロールを実施する。
	南大東村	地域部落美化活動	8月	地区周辺のごみ拾い、草刈などを実施する。

資料：「平成26年度全国ごみ不法投棄監視ウィーク等における取組について」環境省

5. 用語集

あ行

■ISO14001

国際標準化機構（ISO）により定められた環境管理の国際規格である。組織が、自らの事業活動に伴う環境負荷について、負荷低減のための取り組みを持続的に実施するために要求される規格である。

■あわせ産廃

廃棄物処理法第 11 条に“市町村は、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる”旨の規定があり、当該規定に基づいて処理する産業廃棄物のことをあわせ産廃という。

■安定型 5 品目

有害物質を発生・浸出する恐れが無く、浸出水処理施設やしゃ水シートを設置していない処分場に埋立ができるとみなされている下記 5 品目である。

①廃プラスチック類、②ゴムくず、③金属くず、④がれき類、⑤ガラスくず及び陶磁器くず

■一般廃棄物

日常生活に伴って排出されるごみとし尿のことである。一般廃棄物は家庭から排出される家庭系一般廃棄物（生活系一般廃棄物ともいう。）と、商店・事務所等から排出される事業系一般廃棄物に分けられる。

■エコアクション 21

中小事業者等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した環境配慮のツール。幅広い事業者に対して環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取組に関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法を提供している。平成 21 年 11 月に環境問題に関する昨今のさまざまな動きを踏まえ、さらに取り組みやすく、またレベルアップが図れるように、その内容を全面的に改訂した。

か行

■拡大生産者責任

生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について物理的又は財政的に一定の責任を負うという考え方。具体的には、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄等の後に生産者が引き取りやりサイクルを実施すること等が含まれる。OECD では 2000 年（平成 12 年）に加盟国政府に対するガイドンス・マニュアルを策定している。

■家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

平成 10 年法律第 97 号。エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実務を義務付けたもの。

■合併処理浄化槽

し尿及び生活雑排水を併せて処理する浄化槽である。一方、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。

■感染性廃棄物

医療機関等から発生する感染性病原体が含まれ、感染の恐れがある廃棄物をいう。感染性廃棄物は、廃棄物処理法において特別管理廃棄物とされており、密閉した容器での収集・

運搬、感染性を失わせる処分方法等が処理基準として定められている。

■国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）

平成 12 年法律第 100 号。国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービスの調達）を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目的としている。

■グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

■グリーンコンシューマー

直訳すると「緑の消費者」の意味である。「緑」が象徴する環境に配慮した行動をする消費者のことをいう。

■建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

建設・解体廃棄物のリサイクルを促進し、不適正処理を防止するための法律である。

一定規模以上の建築物の解体・新築工事を請け負う事業者に、対象となる建設資材の分別・リサイクルを義務づけている。

■5R

リフューズ（Refuse）：断る、リデュース（Reduce）：発生抑制、リユース（Reuse）：再使用、リペア（Repair）：修理する、リサイクル（Recycle）：再生利用の 5 つの頭文字をとったものである。

① リフューズ（Refuse）

不要な物を断ることである。例えば、スーパーのレジ袋や割りばしを断ること等が該当する。

② リデュース（Reduce）

廃棄物の発生を抑制することである。例えば、生産工程から出るごみを減らしたり、製品の寿命を長くし、廃棄物として排出を抑制したりすることである。

③ リユース（Reuse）

使用を終えた製品を、形を変えずに再度使用することである。例えば、不要になったものを他者に譲ったり、売ったりして再び使用することである。

④ リペア（Repair）

修理してごみとしての廃棄をなくす。家具等の修理が該当する。リフォーム（Reform）ということもある。

⑤ リサイクル（Recycle）

廃棄物を製品の原料として再生利用することである。一般的には、紙、鉄くず、アルミくず等について精製等を行い、資源として再生利用することである。

リサイクルは、住民レベルでは、ごみを分別排出することにより取り組むことができますが、最終的には、大がかりなプラント等による処理が必要であり、コストがかかります。

■公共用水域

水質汚染防止法では、公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供する水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路のことをいう。ただし、下水道法で定めている公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を有しているもの並びにその流域下水道に接続している公共下水道は除くものとされている。

■こどもエコクラブ

環境省が応援するこどもが誰でも参加できる環境活動クラブである。

平成 22 年度は、全国で約 3,000 クラブ、約 17 万人のこどもたちが、登録・活動した。

■ごみ質

ごみの物理的・化学的性質の総称である。

通常、三成分（可燃分、灰分、水分）、単位体積質量（見かけ比重）、物理組成（種類別組成）、化学組成（元素組成）、及び低位発熱量等でその性質を表示する。

■ごみ処理広域化計画

国は、ダイオキシン類対策を強化するため、ダイオキシン類を削減するための方策を示したガイドラインを、1997年に改定した。

新ガイドラインでは、隣接市町村が連携し、100トン/日以上全連続炉(24時間運転の焼却炉)への集約(広域化)を総合的・計画的に進めること等を示している。厚生省は、同年に、新ガイドラインに基づき、都道府県に対して「ごみ処理広域化計画」を策定し、市町村を指導するよう通知(厚生省課長通知衛環第173号)している。

さ行

■再生利用(率)

再生利用とは、廃棄物を原材料として再利用することで、「資源化」「リサイクル」ともいう。また、再生利用率とは、ごみ総排出量に対する資源ごみ等の割合である。

■最終処分場

廃棄物を最終的に埋立処分する施設のことである。

最終処分場には、安定型最終処分場、管理型最終処分場、遮断型最終処分場があります。

① 安定型最終処分場

性質が安定していて生活環境上、影響を及ぼすおそれが少ないと考えられる安定型産業廃棄物(安定型5品目)を埋立対象とした最終処分場である。

② 管理型最終処分場

遮断型最終処分場及び安定型最終処分場で処分される産業廃棄物以外の産業廃棄物と一般廃棄物を埋立対象とした最終処分場である。

埋立地内の浸出液が公共用水域を汚染するのを防止するため、しゃ水工や浸出水処理施設を備えている。

③ 遮断型最終処分場

有害物質が基準を超えて含まれる燃えがら、ばいじん等の有害な産業廃棄物を埋立対象とした最終処分場である。

■在宅医療廃棄物

医師や看護師が患者宅で治療もしくは患者自身が自宅で治療を行う際に排出される医療用廃棄物である。(在宅医療廃棄物の取扱いガイド/日本医師会参考)

■3R

リデュース(Reduce):発生抑制、リユース(Reuse):再使用、リサイクル(Recycle):再生利用の3つの頭文字をとったものである。これらにリフューズ、リペアを加えた5Rということもある。(「5R参照」)

■産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック等20種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。

■資源化(率)

「再生利用(率)」「リサイクル(率)」ともいえる。「再生利用(率)」の項参照。

■し尿

大小便を合わせた呼び方である。汲み取り便所から収集されるものをいう。

■資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)

資源の有効利用を促進するため、リサイクルや廃棄物の発生抑制・再使用等について定めた法律である。この法律では、リサイクルしやすい設計を行うべき製品、使用済み製品を回収・リサイクルすべき製品等について業種や製品を具体的に指定している。

■循環型社会

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済のあり方に代わる資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会のことである。

■循環型社会形成推進基本法

資源消費や環境負荷の少ない「循環型社会」の構築を推進することを目的に、廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めた法律である。

■循環資源

循環型社会形成推進基本法で定義されたものであり、廃棄物等（無価値である廃棄物及び使用済製品等や副産物等で有価のもの）のうち有用なものである。実態的には「廃棄物等」はすべて有用なものとしての可能性を持っていることから、廃棄物等と同等であるととらえられる。

■終末処理場

下水処理場ともいえる。公共下水道により収水された下水を最終的に処理して公共用水域または海域に放流するための施設である。

■浄化槽汚泥

浄化槽内で水中の浮遊物質が沈殿または浮上して泥状になったものである。合併処理浄化槽または単独処理浄化槽の清掃時に排出される汚泥のことである。

■食品残渣

生ごみ、厨芥と同義で使用される。

■食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）

食品関連事業者に対し、食品の製造工程から出る材料くずや食べ残し等の食品廃棄物の減量・リサイクルを義務づけた法律である。また、年間の食品廃棄物量が100トン以上となる多量発生事業者は、主務大臣への定期報告が義務づけられる。

■使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）

自動車メーカーや輸入業者に対し、使用済み自動車から出る部品等を回収してリサイクルすることを義務づけた法律である。

■静脈物流

一度最終消費者まで行き渡った製品、商品をリユース、リサイクルする目的で集荷し、再資源化拠点まで運搬する回収物流のことをいう。

■ゼロ・エミッション

ある産業の製造工程から出る廃棄物を別の産業の原料として利用することにより、廃棄物の排出（エミッション）をゼロにする循環型産業システムの構築を目指すもの。国連大学が提唱し、企業や自治体で取組が進んでいる。

た行

■ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジペンゾーパラジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)と定義している。生殖、脳、免疫系などに対して生じ得る影響が懸念されており、研究が進められているが、日本において日常生活の中で摂取する量では、急性毒性や発がんのリスクが生じるレベルではないと考えられている。なお、これらの物質は炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程などで意図せざるものとして生成される。

■たい肥【英 Compost】化

廃棄物の処理におけるたい肥化とは、特に有機性廃棄物（生ごみ、木枝等）を、好気性微生物によって発酵分解し、たい肥を作ることを目指す。

■タイミーロール（タイミーパックともいう）

スーパーのレジ等で冷凍食品や惣菜、洗剤等を仕分けるための半透明のポリ袋のことである。

■単独処理浄化槽

し尿のみを処理する浄化槽である。生活雑排水は、未処理のまま放流する。平成 13 年以降は、浄化槽法の改正により、単独処理浄化槽の新設は禁止されている。

■厨芥

調理場からでる滓（かす）や屑、野菜屑及び残飯等が厨芥に該当し、一般的に生ごみと同義で使用される。

■ディスポーザー

調理用流し台の排水施設部分に直接取り付ける生ごみ粉碎器で、粉碎された生ごみは公共下水道や浄化槽施設で処理される。（下水道施設や浄化槽がディスポーザーで粉碎した生ごみ等の処理に対応している必要がある。）

■地球温暖化

二酸化炭素、メタン等の温室効果ガスの大気中の濃度が増加し、地表面の大気や海洋の平均温度が上昇する現象である。

■中間処理

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。

■中水

上水と下水の中間的水質の水のことである。実例としては、雨水等を貯留し、トイレの洗浄水や清掃用水、花壇への散水等への利用が行われている。

■デポジット制度

容器入り商品等を買う際に、価格に一定額を上乗せし、消費者がその容器を返却したときに上乗せした金額が払い戻される制度のことである。地域によっては、地域通貨を代用しているところもある。

な行

■生ごみ

水分を多く含む有機物のごみのことである。一般的には厨芥と同義で使用される。

■熱回収（サーマルリサイクル）

廃棄物等から熱エネルギーを回収すること。廃棄物の焼却に伴い発生する熱を回収し、廃棄物発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用している例がある。リユース、マテリアルリサイクルを繰り返した後でも熱回収は可能であることから、循環型社会基本法では、原則としてリユース、マテリアルリサイクルが熱回収に優先することとされている。なお、熱回収はサーマルリカバリーともいう。

■農業集落排水処理施設

農業集落において、し尿及び生活雑排水を併せて処理する施設である。集落内の各家庭からの排水を管渠で集めて集合処理する施設である。

は行

■ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

昭和 45 年法律第 137 号。廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律で、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理に係る基準等を内容とする。

■ 灰溶融施設

廃棄物等を焼却で発生する焼却灰を高温で溶かし、その溶融物を冷却固化させることにより、減容化・安定化を図るための施設である。

■ 富栄養化

湖沼や内湾が水中に窒素、りん等の栄養塩が多い状態に遷移すること。藻類の異常繁殖により、アオコ、赤潮等の原因となる。湖沼や東京湾等の内湾で生活排水等の人為的な原因で急速に進行していることが問題になっている。

ま行

■ マイバッグ運動

買い物の際、買い物袋（マイバッグ）を持参して、レジ袋を受け取らない運動のことで、ごみの排出抑制につながる。

や行

■ 容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）

平成 7 年法律第 112 号。一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めたもの。

■ 溶融スラグ

廃棄物や焼却灰等を高温で溶融したものを冷却し、固化させたものである。

溶融スラグは道路路盤材等の土木・建設資材として活用できるほか、容積が減少し、最終処分場の延命を図ることができる等のメリットがある。

■ 溶融飛灰

廃棄物を溶融処理する際に発生するばいじんのことである。亜鉛・鉛・銅・カドミウム等の非鉄金属が高濃度で含まれており、従来は焼却飛灰と同様に埋め立て処分されていたが、近年、溶融飛灰を再処理して非鉄金属を回収・再使用するシステムが開発されている。

ら行

■ 連続式焼却炉

24 時間連続して焼却処理を行う焼却炉のことである。これに対し、1 日 16 時間焼却処理を行う焼却炉を準連続式焼却炉、1 日 8 時間焼却処理を行う焼却炉を機械化バッチ式焼却炉という。

■ リサイクル

「再生利用（率）」の項参照。

6. 南城市廃棄物減量等推進審議会委員名簿及び審議経過

南城市廃棄物減量等推進審議会 委員名簿

氏名	団体名・役職名等	備考
1 かかず やすあき 賀数 保明	南部福祉保健所環境保全班長	会長
2 たかひら かねし 高平 兼司	沖縄県公衆衛生協会事務局長	副会長
3 とみなが しょうしん 富永 尚信	サザンクリーンセンター推進協議会 ごみ処理研究部会委員	
4 あらかき せつ 新垣 節	南城市女性会会長	
5 みやぎ ひとし 宮城 斉	南城市商工会事務局長	
6 ちねん すすむ 知念 進	南城市シルバー人材センター事務局長	
7 もろみざと はじめ 諸見里 一	東部清掃施設組合事務局長	
8 あらかき みつかず 新垣 光一	島尻消防、清掃組合衛生課長	
9 やまのは みちこ 山入端 美智子	南城市市民部長	

※ 敬称略、順不同

南城市廃棄物減量等推進審議会 審議経過

審議会	開催日	審議内容等
第1回審議会	平成27年 2月20日(金) 14:00~17:30	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱辞令の交付 ・市長あいさつ ・会長、副会長の選出について ・諮問 南城市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて 議題「南城市一般廃棄物処理基本計画の見直し案について」 <ul style="list-style-type: none"> ・南城市一般廃棄物処理基本計画（素案）の説明 ・南城市一般廃棄物処理基本計画（素案）について審議 ・その他（今後の予定）等

南城市一般廃棄物処理基本計画

平成27年3月策定

策定者



南城市市民部生活環境課

〒901-1292 沖縄県南城市大里字仲間807番地

TEL (098) 946-8981

策定委託



株式会社沖縄チャンドラー

〒900-0002 沖縄県那覇市曙3丁目18番26号

TEL (098) 862-5871代表
